

3月企画運営委員会次第

日時 平成22年3月10日(水) 15:00～

場所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 平成21年度神奈川県保育会事業報告(案)及び決算(案)(見込)について
 - (2) 平成22年度神奈川県保育会事業計画(案)及び予算(案)の概要について
 - (3) 平成22年度(第44回)神奈川県保育事業大会実施計画(案)について
 - (4) 保育園利用者相談室について
 - (5) 保育所への入所の円滑化について
 - (6) 平成22年度関東ブロック保育研究大会(新潟県大会)について
 - (7) 平成23年度全国保育研究大会(横浜市大会)について
 - (8) 平成22年度保育事業永年勤続表彰者の推薦について
 - (9) 秦野市民間園長会からの質問に対する対応について
 - (10) 企画運営委員会の新委員について
 - (11) 一般社団法人神奈川県保育会規程(案)について
 - (12) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報
全保協ニュース No09-33
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※ 次回企画運営委員会開催予定

平成22年4月14日(水) 15:00～

県社会福祉会館 2階 第1会議室

平成21年度 神奈川県保育会事業報告（案）

【年間月別主な活動実績】

実施月	実施事業	関係団体の事業
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・会長表彰選考委員会開催（9日/木） ・平成20年度決算監査（9日） ・保育会委員会・部会（15日/水） ・第43回神奈川県0保育事業大会・保育会総会（25日/土） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会（11日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回グランドデザイン検討会（12日/火） ・保育会委員会・部会（20日/水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育協議会協議員総会（15日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・新任保育士研修会（3日/水） ・第10回グランドデザイン検討会（5日/金） ・全保協会会長表彰選考委員会（15日/月） ・保育会委員会・部会（17日/水） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立準備委員会（21日/火） ・保育会委員会・部会（29日/水） ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会（29日/水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回関東ブロック保育研究大会（8～9日さいたま市）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立準備会第1回作業部会（10日/月） ・ 第2回作業部会（24日/月） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立準備委員会（7日/月） ・予算対策協力金活動 ・保育会委員会・部会（16日/水） ・神奈川県保育会臨時総会・設立総会（16日） ・保育専門講座Ⅰ（30日/水） ・「保育かながわ」71号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市保育事業大会（6日） ・関東ブロック保育連絡協議会（10～11日長野市）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育会委員会・部会（7日/水） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育会委員会・部会（4日/水） ・一般社団法人神奈川県保育会の設立 神奈川県保育会の解散（18日/水） ・保育園利用者相談室研修会（24日/火） ・保育専門講座Ⅱ（26日/木） 	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市保育事業大会（7日） ・第53回全国保育研究大会（11～13日松山市） ・民間保育大会（14日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会（4日/金） ・保育の日前夜祭（4日/金） ・神奈川県保育会会計監査（22日/火） 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育のつどい（5日） ・全国保育組織正副会長会（17/18日）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会（17日/水） ・保育所食育研修会（29日/金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協賀詞交換会（7日） ・民間保育園協会「新春のつどい」（19日）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育専門講座Ⅲ（2日/火） ・企画運営委員会・部会（10日/水） ・理事会（22日/月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育士会50周年のつどい（7日/県民ホール）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室研修会（1日/月） ・企画運営委員会・部会（10日/水） ・「保育かながわ」72号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保協会長会（5日） ・全国保育協議会協議員総会（25日）

神奈川県保育会事業報告

【主要事業実績】

1 総会

(1) 神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成21年4月25日(土)
- ・会場 神奈川県社会福祉会館 第1・2研修室
平成20年度事業報告及び収支決算について
平成20年度会計監査報告について
平成21年度事業計画及び予算(案)について

(2) 神奈川県保育会臨時総会

- ・開催日 平成21年9月16日(水)
- ・会場 神奈川県社会福祉会館 講堂
 - 1 神奈川県保育会の組織改正について
 - ・これまでの経緯について
 - ・神奈川県保育会グランド・デザイン検討会答申について
 - ・今後の方向性について
 - 2 神奈川県保育会の解散及びそれに伴う残余財産の取扱いについて

2 行事

(1) 第43回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成20年4月25日(土)
- ・会場 神奈川県社会福祉会館(全館)
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 700名
- ・内容 第一部 式典 保育事業永年勤続表彰者 104名
記念品贈呈(叙勲、厚生労働大臣表彰、保育賞
受賞者) 14名

第二部 分科会

第1会場 「職場内研修の充実による職員の資質向上」

- ① 行事を通して職員の育ちを考える ---とことん保育を楽しむ---
「フリー発表テーマ」
- ② 子どもの発達と運動あそび ~環境づくりと保育の計画~
- ③ 伊勢原に伝わる民話・伝承あそびについて
~いせはらっこに伝えよう~

第2会場 「子育て支援の拠点としての機能の充実」

—多様なニーズに応える取組—

- ① 子育て支援の拠点としての機能の充実
—保育の場の家庭支援と子育て支援—
- ② 保育園であそぼう ~私達にできる子育て支援~

第3会場 フリー発表テーマ

- ① おいしく楽しく食べるこども —文京保育園 食育の取り組み—
- ② —食育— ~楽しく!おいしく!食育!~
- ③ 楽しくからだを動かそう

(2) 市・町児童福祉主管課長との保育事業連絡協議会

- ・開催日 平成21年7月29日(水)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、保育会委員等 57名
- ・内容 (1)「新型インフルエンザに対する対応について
～神奈川県的基本的考え方と対応方針について」
神奈川県保健福祉部健康増進課副主幹 長島 圭太 氏
- (2)「神奈川県保育会の課題と今後の方向性について」
意見交換会

3 研修会

(1) 新任保育士研修会

- ・開催日 平成21年6月3日(水)
- ・会場 県社会福祉会館 4階 第1・2研修室
- ・受講者 75名
- ・研修テーマ 「保育園で流行する感染症への心構え」
横田小児科医院院長・日本小児科医会常任理事 横田 俊一郎 氏
「子どもの理解のために」—ちょっと気になる子とその対応—
子育て協会所長・子育てコーディネーター 杉浦 正明 氏

(2) 保育専門講座I

- ・開催日 平成21年9月30日(木)
- ・会場 ワークピア横浜 2階 おしどり
- ・受講者 81名
- ・研修テーマ 保育における教育の充実と小学校との連携 —大切な育ちのつながり—
早稲田大学教授 小林 宏己 氏
保育園で流行する感染症 —職場からの質問・疑問に答える—
横田小児科医院院長・日本小児科医会常任理事 横田 俊一郎 氏

4 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を次のとおり発行するとともに、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区へ迅速な伝達・提供を行った。

- ・『保育かながわ』71号 平成21年9月30日 発行
配布先 各保育所、県・市・町、その他

5 「保育園利用者相談室」の運営

平成21年11月16日に定例会を開催した。

6 委員会、専門委員会の活動状況

区分	開催回数	協議事項
委員会 (専門部会)	7回 (随時)	・事業計画に基づく各事業の企画・実施 ・一般社団法人化に伴う問題点の検討 ・新たな保育問題の協議と対応 ・その他
表彰選考委員会	2回	県保育会長表彰、全保協会長表彰の選考・推薦

正副会長会議及び正副会長・部長会議を随時開催し、緊急・重要課題について協議した。

公立保育所専門委員会・給食問題研究委員会を随時開催し、保育課程一園の独自性、第三者評価委 マニュアルについて、保護者とのかかわり、説明責任、保育要録一学校とのかかわり、園長の資質向上一仕事の内容、職員の資質向上一園内研修、連携 等について検討した。

民間保育所経営問題専門委員会は制度・人材育成・保育サービス・経営の各分科会にて課題の検討を行った。

7 グランドデザイン検討会の開催

第9回検討会（平成21年5月12日）

- ・座長提案答申書（案）の検討

第10回検討会（平成21年6月5日）

- ・答申書（案）を検討・了承し、会長へ答申

8 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただいた。

一般社団法人 神奈川県保育会 事業報告

【主要事業実績】

1 総会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会設立総会

- ・開催日 平成21年9月16日（水）
- ・会場 神奈川県社会福祉会館 講堂
- 1 一般社団法人神奈川県保育会定款（案）及び今後の登記手続きについて
- 2 平成21年度事業計画（案）及び予算（案）について
- 3 設立登記時の会員について
- 4 設立登記時の役員（理事・監事）について

2 行事

(1) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成21年12月4日（金）
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 113名
- ・内容 保育賞決定者、厚生労働大臣表彰の祝賀会（8名）
アトラクション 荒川 美江・長友 美夏 様

3 研修会

(1) 保育専門講座Ⅱ

- ・開催日 平成22年11月26日（木）
- ・会場 県社会福祉会館 2階 講堂
- ・受講者 52名

- ・研修テーマ 保育指針こう実践
新宿せいが保育園 園長 藤森 平司 氏

(2) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成22年1月29日(金)
- ・会場 県社会福祉会館 2階 講堂
- ・受講者 76名
- ・研修テーマ 「心を育てる・家族を育てる・食卓」
聖徳大学 児童学部児童学科 教授 室田 洋子 氏
「食を通して意欲を育む」ー成長、発達に合わせた食の進め方ー
夏見台幼稚園・保育園 園長 南部 愛子 氏

(3) 保育専門講座Ⅲ

- ・開催日 平成22年2月2日(火)
- ・会場 横浜情報文化センター 6階 情文ホール
- ・受講者 38名
- ・研修テーマ “愛とやさしさで人は育つ” ハーブの調べにのせて
ハーブ&トーク 永山 友美子 氏
『自尊感情』を育てる幼児期のかかわり ーいま保育園こそ希望の場ー
フリージャーナリスト 北村 年子 氏

4 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を次のとおり発行するとともに、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区へ迅速な伝達・提供を行った。

- ・『保育かながわ』72号 平成22年3月31日 発行 (予定)
配布先 各保育所、県・市・町、その他

5 「保育園利用者相談室」の運営

平成22年3月1日に定例会を開催した。

第1回研修会を平成21年11月24日(月)県社会福祉会館2階講堂にて開催
講義 苦情解決制度10年から学ぶこと ～保育の質の向上をめざすために～
東洋英和女学院大学教授・かながわ福祉サービス運営適正化委員会委員 横倉 聡 氏

第2回研修会を平成22年3月1日(月)ホテルキャメロットジャパンにて開催
研修事例によるグループ討議・講評

第3者委員 小林 育子 氏、箕原 實 氏、鈴木 源二 氏、宮田 丈乃 氏
・配布冊子 保育園と家庭をつなぐHOW TOコミュニケーション 全社協

6 企画運営委員会、専門委員会の活動状況

区分	開催回数	協議事項
企画運営委員会 (部会)	4回 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく各事業の企画・実施 ・一般社団法人化に伴う問題点の検討 ・新たな保育問題の協議と対応 ・その他

正副理事長会議及び正副理事長・部長会議を随時開催し、緊急・重要課題について協議した。

公立保育所専門委員会・給食問題研究委員会を随時開催し、異年齢保育、特別支援保育、帳票類の簡素化、民営化保育園について等を 公立保育所の使命と地域社会での役割のテーマ研究とともに検討した。

民間保育所経営問題専門会は制度・人材育成・保育サービス・経営の各分科会にて課題の検討を行った。

7 理事会の開催

- ・開催日 平成 22 年 2 月 22 日（月） 13:35～18:30
- ・会 場 神奈川県社会福祉会館 1F ミーティングルーム
- ・議 題 (1)神奈川県保育会役員の選任について
(2)表彰選考委員会委員の選任について
(3)神奈川県保育会の主要規程（案）について
(4)平成 22 年度神奈川県保育会予算（案）について
(5)秦野市民間園長会からの質問に対する回答について
(6)神奈川県保育会利用者相談室について
(7)その他・県の子育て支援施策等に対する県への意見・要望等について

平成21年度神奈川県保育会収支決算書(案)

収入済額 18,107,358 円

2009/3/10現在

支出済額 16,569,289 円

3月末見込み

差引残額 1,538,069 円(次年度への繰越)

【収入の部】 (平成21年4月1日～平成22年3月31日まで)

(単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,900,000	7,930,250	30,250	
	会員会費	6,300,000	6,340,250	40,250	
	相談室会費	1,600,000	1,590,000	△ 10,000	
補助金		4,456,000	4,456,000	0	
	県補助金	3,406,000	3,406,000	0	人件費3,166 事業費240(千円)
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,900,000	2,187,950	△ 712,050	
	諸研修会収入	1,200,000	1,013,950	△ 186,050	専門講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ.新任.食育
	行事収入	1,700,000	1,174,000	△ 526,000	保育の日前夜祭.市町との保育連絡会
協力金収入		2,100,000	1,913,660	△ 186,340	
	予対協力金収入	1,600,000	1,585,340	△ 14,660	
	保険会社協力収入	500,000	328,320	△ 171,680	AIU
雑収入		504,000	418,834	△ 85,166	
	雑収入	500,000	418,240	△ 81,760	図書販売.全保協組織推進費等
	預金利子	4,000	594	△ 3,406	
繰越金		1,200,000	1,200,664	664	
	繰越金	1,200,000	1,200,664	664	
	合計	19,060,000	18,107,358	△ 952,642	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		6,975,000	6,624,575	350,425	
	人件費 (A)	3,375,000	3,166,000	209,000	給与、手当、法定福利費、県補助金充当
	〃 (B)	2,580,000	2,571,844	8,156	給与、手当、法定福利費
	旅費	50,000	16,640	33,360	職員交通費
	福利厚生費	100,000	38,720	61,280	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	400,000	459,420	△ 59,420	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	250,000	168,427	81,573	
	慶弔費	200,000	183,524	16,476	
	備品購入費	0	0	0	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		1,730,000	1,252,111	477,889	
	総会費	80,000	116,374	△ 36,374	総会資料等
	会議費	650,000	260,177	389,823	委員会・各部会・正副会長会議等
	委員会旅費	800,000	643,060	156,940	
	連絡調整費	200,000	232,500	△ 32,500	関係団体諸祝金等
事業費		5,150,000	4,464,027	685,973	
	県大会費	850,000	948,638	△ 98,638	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	400,000	560,741	△ 160,741	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,800,000	1,930,678	△ 130,678	保育の日前夜祭.市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,600,000	677,860	922,140	
	会報発行費	300,000	146,110	153,890	保育かながわ71・72号
	ホームページ経費	200,000	200,000	0	
研修・研究費		1,750,000	1,275,369	474,631	
	研修費	1,600,000	1,275,369	324,631	専門講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ.新任.食育
	調査研究費	150,000	0	150,000	
活動費		600,000	413,970	186,030	
	予対活動費	400,000	400,730	△ 730	全保協納入等
	専門委員会活動費	200,000	13,240	186,760	
負担金・補助		2,240,000	2,179,012	60,988	
	全保協・関プロ	1,790,000	1,795,350	△ 5,350	
	県社協	300,000	233,662	66,338	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	100,000	100,000	0	
予備費		615,000	360,225	254,775	
	予備費	615,000	360,225	254,775	法人化に伴う諸経費
	合計	19,060,000	16,569,289	2,490,711	

保育事業推進基金会計

特別事業積立金

20年度 1,223,928
 預金利子 1,722
 合計 ¥1,225,650

20年度 329,338
 預金利子 53
 合計 ¥329,391

平成22年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画（案）

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応じていく必要があります。

平成22年度については、当保育会が、昨年一般社団法人として衣替えをして、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、当保育会創立50周年を迎える一つの節目の年でもあり、こうした時代の要請に対応した新しい保育会を構築するために、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進してまいります。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する動向等を把握し、必要な内容を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努める。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策に反映させるため、神奈川県等との連携を強化していく。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきている。これらに応じていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していく。

(3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

また、法人化を契機として、今後の「保育園利用者相談室」のあり方を検討していく。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化のなかで、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場をとおり、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰する。

(5) 創立50周年記念大会の実施

当保育会の創立50周年を祝うとともに、当会の発展に功労のあつた方々に感謝し、今後のより一層の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

[2月26日(土) ベイシェラトンホテル]

II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画、予算、決算、事業報告、その他、重要事項を協議するため年1回定時総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 企画運営委員会 本会の重要事業はじめ、諸事業について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催する。また、地域間の情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- 3 理事会 本会運営上の重要問題・懸案事項を検討するため必要に応じ開催する。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、企画運営委員会の中に「専門部会」「専門委員会」を設けて、随時開催し検討、協議する。

III 専門部会が実施する事業

- 1 総務部
事業計画、予算、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般

について進行管理する。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月24日(土)]
- ② 県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催
[7月28日(水)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月3日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関するこ
と

2 研修部

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価を高める研修を実施する。

- ① 新任保育士研修
- ② 保育専門講座Ⅰ
- ③ 保育専門講座Ⅱ
- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 食育研修

3 調査研究部

国や他県の先進事例等を調査、研究し活用を図る。

- ① 事業大会の研修部門における指針およびまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会および全国大会の総括

③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究を行い提案等を行う

4 広報部

本会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布する。
また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進する。

5 予算対策部

国に対する保育事業の充実、強化や補助制度の改善等の要望を全国保育協議会と協力し、推進する。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望を行う。

IV 専門委員会

企画運営委員会は次の専門委員会を設け推進する。

- 公立保育所専門委員会
- 民間保育所経営問題専門委員会
- 食育推進委員会
- 表彰選考委員会

V その他事業

1 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会
[7月6日(火)～7日(水) 新潟県]
- 全国保育研究大会
[10月20日(水)～10月22日(金)和歌山県]

○ 関東ブロック保育事業連絡協議会

[9月9日(木)～10日(金) 静岡県]

2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図る。

平成22年度一般社団法人神奈川県保育会予算書(案)

(自)平成22年4月1日～(至)平成23年3月31日

2010.3.10現在

単位:千円

[収入の部]

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費		7,091	7,900	-809	
	会員会費	5,161	6,300	-1,139	会員290園
	相談室会費	1,430	1,600	-170	
	準会員会費	500	0	500	神奈川県保育士会
補助金		4,620	4,456	164	
	県補助金	3,570	3,406	164	事業費
	県社協補助金	550	550	0	
	共同募金補助金	500	500	0	
事業収入		2,300	2,900	-600	
	諸研修会収入	1,100	1,200	-100	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	行事収入	1,200	1,700	-500	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750	2,100	-350	
	予対協力金収入	1,400	1,600	-200	
	保険会社協力収入	350	500	-150	AIU
雑収入		404	504	-100	
	雑収入	400	500	-100	図書販売、全保協組織推進費等
	預金利子	4	4	0	
繰越金		1,538	1,200	338	
	繰越金	1,538	1,200	338	
合計		17,703	19,060	-1,357	

[支出の部]

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費		6,815	6,975	-160	
	人件費(A)	3,385	3,375	10	給与、法定福利費
	(B)	2,590	2,580	10	"
	旅費	30	50	-20	
	福利厚生費	40	100	-60	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	消耗品費	350	400	-50	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	200	250	-50	
	慶弔費	200	200	0	
	雑費	20	20	0	
総務費		1,090	1,730	-640	
	総会費	60	80	-20	総会資料等
	会議費	350	650	-300	企画運営委員会・各分会・理事会等
	委員会旅費	500	800	-300	
	連絡調整費	180	200	-20	関係団体祝金等
事業費		4,350	5,150	-800	
	県大会費	800	850	-50	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全区大会費	350	400	-50	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400	1,800	-400	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,400	1,600	-200	
	会報発行費	200	300	-100	保育かながわ73・74号
	ホームページ経費	200	200	0	
研修・研究費		1,550	1,750	-200	
	研修費	1,500	1,600	-100	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	調査研究費	50	150	-100	
活動費		500	600	-100	
	予対活動費	350	400	-50	全保協納入等
	専門委員会活動費	150	200	-50	
負担金・補助		3,050	2,240	810	
	全保協・関プロ	1,485	1,790	-305	
	県社協	250	300	-50	
	事務所使用料	65	0	65	
	保育のつどい	50	50	0	
	保育士会	1,200	100	1,100	
予備費		348	615	-267	
	予備費	348	615	-267	
合計		17,703	19,060	-1,357	

神奈川県保育会50周年記念大会特別会計 単位:千円

	本年度予算額	前年度予算額	摘要
収入	1,555	0	保育事業推進基金、特別事業積立金繰入
支出	1,555	0	神奈川県保育会50周年記念大会

10

第44回神奈川県保育事業大会開催要綱

主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

—子どもの健やかな成長と発達を保障するために—

1 趣 旨

子育てにおける不安や孤立感をいなく保護者が増加するとともに、子育て家庭を取り巻く経済的状況の不安定化や、課題を抱える子どもに対する社会的支援の不足等により、子どもと子育てに関する社会的な課題は多種多様な姿で表面化してきている。

こうした中で、保育園は、保育園に通う子どもの健やかな成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められている。

今大会は、保育園の社会的意義や役割を認識しつつ、日頃の保育実践などに基づいた研究成果の発表や活発な討議を通して、さらなる保育の質の向上を目指す一方、永年に亘り保育業務に尽力精励した功労者を表彰することにより、保育事業の一層の発展を図ることを目的に開催する。

- 2 主 催 神奈川県保育会・神奈川県保育士会・神奈川県社会福祉協議会
- 3 後 援 神奈川県・神奈川県共同募金会・神奈川県民間保育園協会
(予定)
- 4 日 時 平成22年4月24日(土) 10:00 開会 (9:00 受付)
- 5 会 場 神奈川県社会福祉会館 (横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel045-311-8754)
- 6 来 賓 神奈川県知事・神奈川県議会議長・神奈川県児童福祉審議会委員長・
(予定) 市長会会長・町村会会長・民間保育園協会理事長・保育士養成校長 等
- 7 参加者 (1) 保育園の園長・保育士等
(2) 県・市・町の関係職員
(3) 県社会福祉協議会・保育士養成校等関係団体の職員
(4) その他

8 日 程

- ・ 9 : 0 0 来賓・受賞者受付
- ・ 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0 式典
- ・ 1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 3 0 総会(保育会、保育士会)
- 昼 食 ・ 休 憩 —
- ・ 1 3 : 4 0 ~ 1 5 : 5 0 研究発表・討議
- ・ 1 6 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 処理委員会

9 研究発表

第一会場「地域の保護者支援の充実—保育所利用家庭、地域の子育て家庭にむけて—

- ① 地域の保護者支援の充実—保育所利用家庭、地域の子育て家庭にむけて—

横須賀市しらかば保育園園長 浜田 和幸

横須賀市立追浜保育園園長 飯島恵美子

「フリー発表テーマ」

- ② 配慮を必要な子どもの保育の充実—子どもの困り感に気づくには—

小田原市保育士会

第二会場「公立保育所の使命と地域社会での役割」—今後の公立保育所の役割と実践を
考える—

- ③ 公立保育所の使命と地域社会での役割—今後の公立保育所の役割と実践を
考える—

公立保育所専門委員会

「フリー発表テーマ」

- ④ 箱根町立保育園と幼稚園の一体化について

箱根町立保育園長会

- ⑤ 保育の質を高める—子どもの遊びを高める大人のかかわり

厚木市保育内容研究会

第三会場「フリー発表テーマ」

- ⑥ 食育—たのしく おいしく みんなで一緒に食べようね—

海老名市保育士会

- ⑦ 健康と安全

神奈川県保育士会保育内容研究会

- ⑧ 食育への取り組み—楽しく、美味しく食べる環境作り—

茅ヶ崎市保育士会

事務連絡

平成22年3月吉日

研究発表者（代表） 各位

保育事業大会研究発表について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進にあたりましては、日頃から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月24日（土）に行います第44回神奈川県保育事業大会の研究発表について別紙のとおり・締め切りおよび・打合せのご連絡をいたします。

ご多用中恐縮ですが、発表原稿は印刷日程の都合上4月8日（木）を期限としてお願いいたします。

また、事前打合せは当日 4月24日（土）12時40分～ 2階 第2会議室にて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人 神奈川県保育会
Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

神奈川県保育事業大会研究発表・討議

1. 意見発表について

- (1) 発表時間は1発表30分以内としその後質疑応答となります。
- (2) 意見発表に際しては、プロジェクターやビデオ、スライド等の機材を使用される場合は、必要機材のご記入をお願いいたします。

但し、会場の都合によりご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

2. 原稿等について

- (1) 文字数 1発表あたり4,000字以内(A4版 / 4頁)

提出方法は、パソコン原稿とし、原稿提出と同時にメール送付を事務局宛に願います。

- (2) 原稿は、横書きをお願いいたします。

- (3) 4,000字(A4版 4頁)以上になる場合は「別紙資料」として分科会会場で配布いたします。その旨を明記して、原稿(記録媒体、メール可)を事務局宛送付願います。

3. 意見発表原稿の提出期限

平成22年4月8日(木)

4. 発表事前打ち合わせを当日4月24日(土)12時40分～ 2階 第2会議室
において昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

人数分のお弁当をご用意いたしております。

5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp

県保育事業大会意見発表分担表(案)

2010.3.4

区分	施設数	過去実績		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		第22~34回	第35~44回	43	44	45	46	47	48	49	50
湘南地区	104	33	16								
横須賀市	30	6	4		○		○		○		○
鎌倉市	16	2	3	○		○		○			○
藤沢市	29	5	3			○		○		○	
茅ヶ崎市	18	3	4		○		○			○	
逗子市	5	2	1						○		
三浦市	4	1	1					○			
葉山町	2										
西湘地区	104	53	23								
平塚市	30	6	4			○		○		○	
小田原市	29	5	5		○		○		○		○
秦野市	18	8	5			○		○			○
南足柄市	4	3	2	○			○				
中郡	6	2	2							○	
足柄上郡	6	2	2	○					○		
足柄下郡	11	3	3		○				○		
県央地区	82	49	26								
相模原市		6	5	○							
厚木市	19	2	3		○			○			○
大和市	10	5	2			○			○		
伊勢原市	11	4	3	○			○			○	
海老名市	11	1	4		○			○			○
座間市	17	5	3			○			○		
綾瀬市	5	1	2			○				○	
寒川町	3	1	3	○							
愛川町	6	2	1				○				
保育会役員		1	2		○						
民間保育所経営 問題専門委員会			3	○			○			○	○
給食問題研究委員会			2								
県保育士会			10	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	290			8	8	8	8	8	8	8	8

[割振り等の考え方]

- 1 施設数10か所以下の市町は3~4年毎に、11~20か所の市は2、3年ごとに、21~の市は2年毎に分担することを原則とし、毎年の発表件数を平均化するため若干の調整をしてあります
- 2 県保育士会については、毎年研究会の成果発表があることを前提としました。
- 3 この分担予定は最小限のものであり、これ以外の自主的な研究発表が期待されます。
- 4 研究発表テーマは、関ブロ・全国大会の各年度ごとの本県分担テーマとの整合性が取れるよう配慮して決めて頂くことが望まれます。

神奈川県保育会利用者相談室について

児保第3号
平成10年2月13日
最終改正 雇児保発0217第1号
平成22年2月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所への入所の円滑化について

標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

記

一 保育所への入所円滑化対策について

実施要綱に基づく定員を超えての保育の実施については、以下の通り行うものとする。

- (一) 実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。

なお、定員の見直しにあたっては、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行い、定員変更への取り組みを阻害しないようとした趣旨を踏まえること。

- (二) 定員を超えて保育の実施を行う場合は、地域において年度途中における保育所入所の受入体制を整えること。
- (三) 保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合には、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するようにすること。
- (四) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通

じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。

二 私的契約児の入所について

私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。

三 その他

- (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないようにすること。
- (二) 前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。
- (三) 都道府県知事は、該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見通し等に関し、市町村長の意見を求めること。
- (四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合って行われる必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。
- (五) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難しい場合等があるときには随時当省に協議されたいこと。
- (六) 本通知は、平成22年4月1日から適用するものであるが、一(一)における定員を超えている状況が恒常的に亘る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用する。

ただし、平成22年4月1日時点の取扱いについては、なお従前の例による。



雇児保発0217第1号
平成22年2月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長



「保育所への入所の円滑化について」の一部改正について

標記の平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児保第3号)の一部改正新旧対照表

○保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児保第3号)厚生省児童家庭局保育課長通知

改正後	改正前
<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱については、下記の事項に留意されたい。</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について <u>実施要綱に基づき定員を超えての保育の実施については、以下の通り行うものとする。</u></p> <p>(一) <u>実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に互る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に互るとは、連続する過去の3年度間の年間平均在所率(当該年度内ににおける各月の初日の認可定員の総和を各月の初日の認可定員の総和をいう。)が120%以上であることをいう。</u></p> <p>なお、定員の見直しにあたっては、平成21年度の一部改正により、<u>昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行い、定員変更への取り組みを阻害しないようとした趣旨を踏まえること。</u></p> <p>(二) <u>定員を超えて保育の実施を行う場合は、地域において年度途中における保育所入所の受入体制を整えること。</u></p> <p>(三) <u>保護者が産後休業及び育児休業終了後に就業するに際し、休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合には、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係保書類の省路や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するようすること。</u></p>	<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱については、下記の事項に留意されたい。</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について <u>市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に互る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に互るとは、連続する過去の3年度間の年間平均在所率(当該年度内ににおける各月の初日の認可定員の総和を各月の初日の認可定員の総和をいう。)が120%以上であることをいう。</u></p> <p>(一) <u>原則として、市町村において特機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に1.5%を乗じて得た員数の範囲内とする。</u></p> <p>(二) <u>年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に2.5%を乗じて得た員数の範囲内とする。</u></p> <p>ただし、保護者が産後休業及び育児休業終了後に就業するに際し、<u>休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合</u></p>

改正後

改正前

イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。

また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、まず定員の見直しに取り組みべきものであるが、見直しが困難である場合には、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。

(三) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。

(四) 略

二 私的契約児の入所について

三 その他

(一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないようすること。

(二) 前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。

(三) 略

二 私的契約児の入所について

私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。

三 その他

(一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう十分留意すること。

(二) 都道府県知事は、該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見直し等に関し、市町村長の意見を求めること。

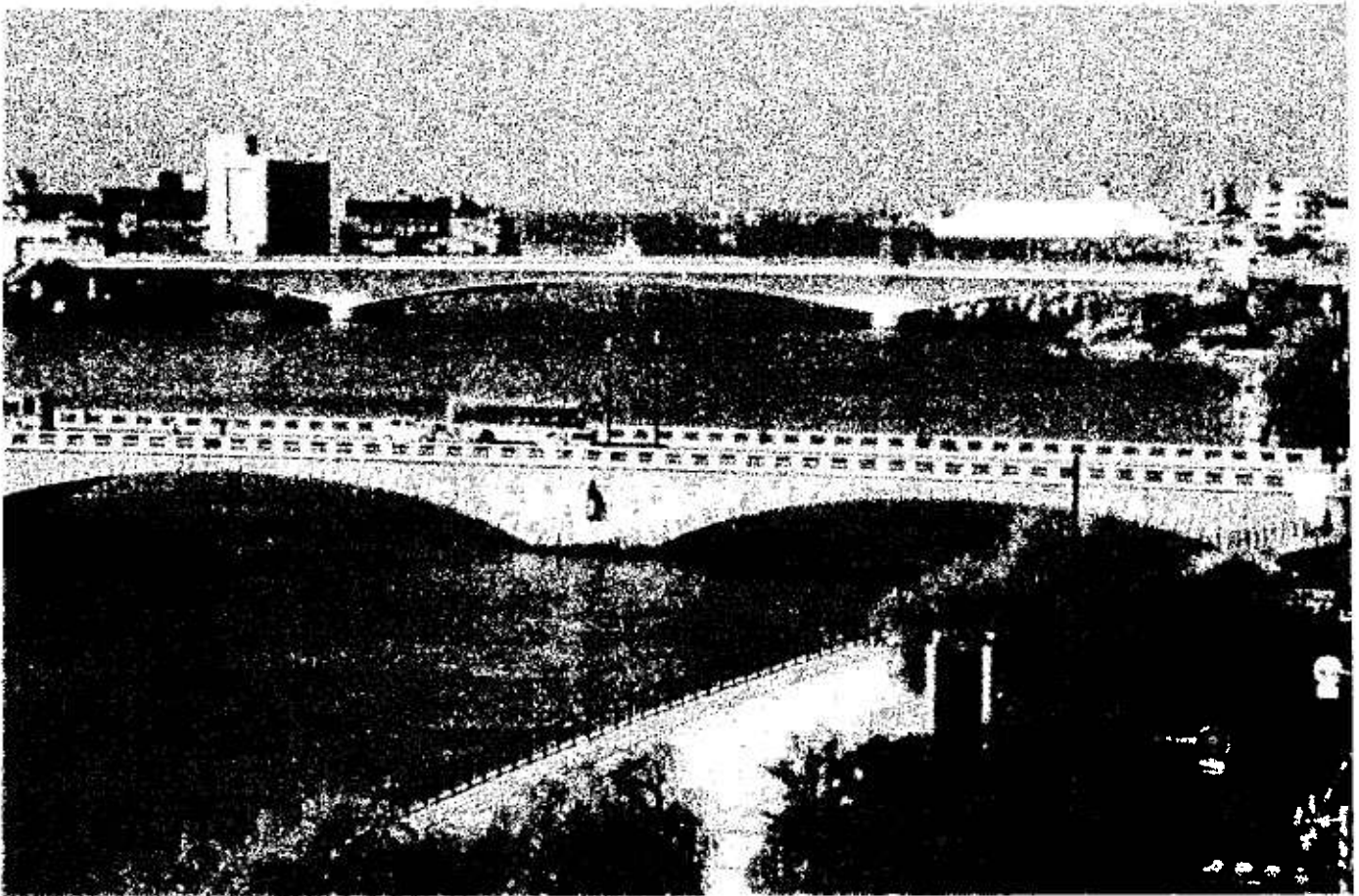
改正後	改正前
<p>(四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合っで行われる必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(五) 略</p> <p>(六) 本通知は、平成22年4月1日から適用するものであるが、一(一)における定員を超えている状況が恒常的に直る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>ただし、平成22年4月1日時点の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>(削除)</p>	<p>(三) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合っで行われる必要はなく、また、定員の増員後、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(四) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難い場合等があるときには随時本省に協議されたいこと。</p> <p>(五) 本通知は、平成11年4月1日から適用するものであるが、平成11年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。</p> <p>(六) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。</p>

平成22年度

第51回関東ブロック

保育研究大会

開催要綱(案)



参加・宿泊・昼食のご案内

期 日 平成22年7月6日(火)～7日(水)

開催地 新潟県(新潟市)

第51回 関東ブロック保育研究大会 開催要綱

主 題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

開催趣旨

国では、少子化社会への対応を最重要課題として位置づけ、保育の充実をはじめ様々な子育て支援策を展開する中、昨年2月の社会保障審議会少子化対策特別部会による次世代育成支援の新たな制度体系の設計に向けた報告により、利用者と保育所における契約関係の見直しや保育所の指定制の導入など、これまでの保育の仕組みを大きく転換することを検討しています。

また、地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、保育所の最低基準を地方自治体に条例委任することが閣議決定され、構造改革特別区域推進本部からは3歳以上児の給食の外部搬入を認める評価意見が出されるなど、運営内容についても大きく変革しようとしています。

一方、子育て環境では、核家族化や都市化による家庭や地域での養育機能が低下する中で、仕事と家庭の両立、経済的な不安、ひとり親家庭、障がいを持った子どもへの対応など不安や孤立感、負担感をいまだく保護者の増加が課題となっています。

こうした状況の中で、保育所は地域でもっとも身近な子育て支援の機関であり、保育所に通う子どもの健やかな成長・発達の保障はもとより、地域の子どもや保護者に対する子育て支援の積極的な取り組みが求められています。そのため、私たち保育関係者は自らの使命と役割を自覚し、保育所保育の明確なビジョンを打ち出していくことが必要です。

今大会は、こうした状況をふまえ、保育所の社会的意義と役割、保育実践などについて議論を深め、その取り組みについて研究を進めることを目的に開催するものです。

主 催

新潟県、新潟市、新潟県社会福祉協議会、新潟県保育連盟、新潟県保育士会、関東ブロック各都県指定都市、関東ブロック各都県指定都市社会福祉協議会

後 援 (予定)

厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会、新潟県私立保育園連盟、新潟市私立保育園協会

協 賛 (予定)

新潟日報社、朝日新聞新潟総局、毎日新聞新潟支局、読売新聞新潟支局、NHK 新潟放送局、BSN 新潟放送、NST 新潟総合テレビ、TeNYテレビ新潟、UX新潟テレビ21

期 日

平成22年7月6日(火)～7日(水)

会 場

- ① 全体会会場 新潟市民芸術文化会館(りゅ〜とびあ) コンサートホール
(〒951-8132 新潟市中央区一番堀通町3番地2 Tel. 025-224-5611)
- ② 分科会会場 朱鷺メッセ
(〒950-0078 新潟市中央区万代島6番1号 Tel. 025-246-8400)
ホテル日航新潟
(〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 Tel. 025-240-1884)

大会運営

この大会を円滑に進めるため、主催各都県指定都市の保育協議会(部会)、保育士会(部会)、保育行政主管課、社会福祉協議会の代表者及び新潟県保育協議会会長が委嘱した者をもって構成する運営委員会を置く。

運営委員長は、新潟県保育連盟理事長を、副委員長は、新潟県福祉保健部児童家庭課長、新潟市健康福祉部保育課長、新潟県社会福祉協議会事務局長、新潟県保育士会会長をもってあてる。

運営委員長は、別途実行委員を委嘱し、実行委員会を置く。

大会役員

この大会は次の役員をもってあてる。

- ① 分科会議長
【分科会議長割当表】により指定された都県指定都市の社会福祉協議会から推薦のあった者をあてるものとし、各分科会の議事を行う。
- ② 大会幹事
運営委員長が委嘱し、分科会の進行にあたる。

分科会助言者

運営委員長は、分科会ごとに1名の助言者を委嘱する。

参加者

1300名(参加者割当は9ページ参照)

この大会の参加者は次のとおりとする。

- ① 保育所の施設長、保育士、その他の職員
- ② 保育行政機関、保育士養成校の関係者
- ③ 社会福祉協議会関係者
- ④ 学識経験者
- ⑤ 保護者、その他保育事業関係者

2P

日程

【第一日目】7月6日(火)	
会場 / 新潟市民芸術文化会館 (りゅ〜とぴあ) コンサートホール	
受付	11:30~12:30
オープニング	12:10~12:45
開会式	13:00~13:50
基調講演	13:50~15:15
記念講演	15:30~17:00
次期当番県挨拶	17:00
第一日目終了	17:10

【第二日目】7月7日(水)	
会場 / 各分科会会場	
受付	9:00 ~ 9:30
分科会討議	9:30 ~ 15:00
閉会	15:00

時間 日	AM		PM							
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
第一日目 7月6日 (火)				受付 11:30~12:30 運営委員会 11:30~12:30	オープニング	開会式	基調講演	休憩	記念講演	分科会打合せ
第二日目 7月7日 (水)	9:00 9:30 ~	各分科会受付	分科会	昼食	分科会	分科会	閉会	処理委員会		

研究方法

- ① 全体会
初日の全体会は、基調講演及び記念講演を行う。
- ② 分科会
研究テーマに基づき、各都県指定都市からあらかじめ提出された代表意見を中心に研究討議を行う。意見の発表時間は1人30分以内とする。
あらかじめ議長・助言者及び幹事を主催者が委嘱し、分科会の運営にあたる。

オープニング

「パイプオルガンコンサート」 りゅーとぴあ専属オルガニスト 山本 真希

基調講演

「保育制度改革の方向性と今後の保育について」

講師：白梅学園大学学長・東京大学名誉教授

汐見 稔幸 氏

記念講演

「わが家の親子のコミュニケーション」

講師：翻訳家・新潟産業大学専任講師

蓮池 薫 氏

1978年中央大学法学部3年在学中に拉致され、24年間、北朝鮮での生活を余儀なくされる。

2002年10月15日帰国後、新潟産業大学で韓国語の非常勤講師・嘱託職員として勤務するかたわら、中央大学に復学。2005年初訳書『弧将』を刊行。翻訳者としての仕事をこなしながら勉学に励み、2008年3月に卒業。現在、新潟産業大学専任講師



分科会

分科会は8分科会及び特別分科会とし、それぞれのテーマ、研究方針、研究の視点は次のとおりとする。

〔第1分科会〕 職場内研修の充実による職員の資質向上

〈助言者〉香曾我部 琢 氏（上越教育大学 講師）

地域社会の特性なども踏まえながら、多様化する保育ニーズや子育て支援などを進めていくために、職場内での研修の充実が今まで以上に大切な課題であります。計画的な研修体系、研修課題の設定、職員が会せる時間の確保や設定などにも工夫しつつ、効果的な研修の実施とその方策について研究します。

【研究の視点】

- (1) 保育所内で研修に取り組む必要性とすすめ方
- (2) 研修意欲の向上と職場環境の整備
- (3) 保育所内研修の実施における課題と工夫点など

〔第2分科会〕 0・1・2歳児の現状と保育・子育て支援のあり方

—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—

〈助言者〉沼野 みえ子 氏（新潟青陵短期大学 准教授）

〔第3分科会〕 3歳以上児（異年齢保育）の現状と保育・子育て支援のあり方

—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—

〈助言者〉斎藤 裕 氏（新潟県立大学 教授）

〔第2分科会～第3分科会共通〕

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な成長の時期に、深く関与します。そのため、保育の実践にあたっては、絶えず子の育ちと保育の実践を振り返りながら、改善していくことが求められます。保育所保育指針に基づいて年齢別の保育を充実していくとともに、低年齢児と高年齢児の異年齢保育などの組み合わせを含め、より効果的な保育実践の取り組みについて研究します。

【研究の視点】

- (1) 子どもの育ち（発達区分）の現状はどうか、保育所の中から明らかにしていく
- (2) 現状に即した保育のあり方（保育所保育指針を踏まえて考える。また、異年齢児保育プログラムとその考え方を含む）
- (3) 子どもの現状に即した子育て支援のあり方

〔第4分科会〕 地域の保護者支援の充実

—保育所利用家庭、地域の子育て家庭にむけて—

〈助言者〉 植木 信一 氏(新潟県立大学 准教授)

保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられました。地域における子育て・子育てを支援するために、保育所と保護者が十分に連携し、子どもの成長をともに分かちあえる関係づくりを目標として、保育所利用者、さらには地域の子育て家庭に対する支援のあり方について研究します。

【研究の視点】

- (1) 保育所の専門性を更に生かした保護者への支援とは
- (2) 子どもの立場に立った保育と家庭支援をどのように行っていくか
- (3) 地域と連携する子育てを具体的にどのように行うか

〔第5分科会〕 子育て支援の拠点としての機能の充実

—多様なニーズに応える取り組み・子育て文化の創造—

〈助言者〉 櫻井 慶一 氏(文教大学 教授)

子育て家庭の働き方や生活スタイルなどにより、子育て支援について保護者が求めるニーズはますます多様化してきています。また、地域社会の子育て支援が機能しなくなっている中で、地域社会から孤立し、育児に対する不安や負担を抱えながら苦悩している在宅の子育て家庭への支援も課題になっています。保育所に通う親子のみならず、地域のすべての子育て家庭への子育て支援の拠点として、保育所が取り組む実践について研究します。

【研究の視点】

- (1) 保育所として在宅の子育て家庭にどのような支援を行っていく必要があるか
- (2) 地域とのネットワークによるニーズへの対応のあり方
(医療機関・民生児童委員・NPOなどの住民組織との連携など)
- (3) 多様な保育ニーズ(育児相談、一時保育、子育て教室など)に対応するための運営のあり方
- (4) 地域子育て支援のための環境づくりへの取り組み
(子育てへの関心を高めるための広報活動、育児体験の場の提供など)
- (5) 事業実施に向けて地方自治体の計画策定や実施にどのように参画していくか
- (6) 地域で関わる子育てコミュニティの再生への取り組み方(子育て文化の創造)

〔第6分科会〕 多様な機関との連携と協働

—気になる子どもの保育の充実—

〈助言者〉 有川宏幸氏（新潟大学 教授）

子育て不安や児童虐待への対応、また特に配慮を要する気になる子どもへの支援は、保育所のみならず地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実させていくことが大切です。

さまざまな機関・組織・団体や住民との連携・協働の現状や課題を、気になる子どもの保育を通して明らかにするとともに、今後のすすめ方について研究します。

【研究の視点】

- (1) さまざまな機関（保健所、児童相談所、子ども家庭支援センターなど）との連携と協働の内容とそのすすめ方
- (2) 保護者との相互理解を図るための工夫
- (3) 気になる子どものアフターフォローを含めた小学校との連携

〔第7分科会〕 保育所ですすめる食育

—子どもの食事と栄養・食育のあり方を考える—

〈助言者〉 高木幸子氏（新潟大学 准教授）

朝食を摂らなかつたり偏った食事をするなど、子どもの食生活が乱れています。食育基本法が制定され、保育所においても食育への取り組みの充実が求められているなかで、保育所の食事の場面だけでなく、保護者や家庭、地域社会への働きかけ、そして保育所における保育の全体の中での食育の取り組み実践について研究します。

【研究の視点】

- (1) 保育所の事業実施の中に食育をどのように位置づけていくか
- (2) 食育への取り組みにおける家庭との連携をどのようにすすめるか
- (3) 子どもの食生活や栄養の実態を踏まえて、どのような食事の提供を行う必要があるか
- (4) 保育所利用者だけではなく、栄養士（専門職）や調理室（設備）などを活かして地域社会に対してどのように食育を発信していくことができるか

〔第8分科会〕 公立保育所の使命と地域社会での役割

—今後の公立保育所の役割と実践を考える—

〈助言者〉 若月和浩氏（長岡市教育委員会 課長）

地方分権が進められる中で、公立保育所は運営費や施設整備費が一般財源化され、全国で民営化の流れが強まっています。一方、地域子育て支援の拠点としてその機能を高めたり、特別な保育サービスの専門的な機能を高めたりすることで、公立保育所の特徴を発揮していこうとの動きも起こっています。こうした状況を踏まえて、市町村保育行政をまさに実践していく今後の公立保育所の役割や使命などについて実践から研究します。

【研究の視点】

- (1) 公立保育所の特性を活かした取り組みの内容とそのすすめ方
- (2) 今、公立保育所に求められている役割とはなにか
- (3) 公立保育所の運営上の課題と今後の取り組みの方向

〔特別分科会〕

小学校との連携・交流のあり方

1990年代に入って小学校での学級崩壊（学級がうまく機能しない状況）が注目されるようになりました。特に「小1プロブレム」が深刻なこととみなされてきています。子どもたちの生活体験の不足と保育園と小学校との接続段差をどのように解決していくかが問われています。

そこで、保育園と小学校との連携のあり方をどうするかについて、保育所保育指針及び小学校学習指導要領で情報共有、連携・交流、保育要録の小学校への送付などが示されました。

この分科会では、この内実について協議し、今後の小学校との連携・交流のあり方について考えます。

- 第1部
- ① 講演「今、なぜ小学校との連携・交流なのか」
講師 埼玉学園大学 教授 松崎 洋子 氏
 - ② 保育現場からの実践報告（保育所3園を予定）
 - ・ 保育要録の作成の様子
 - ・ 連携・交流活動の様子

第2部 シンポジウム「保育園と小学校との連携・交流のあり方」

コーディネーター 埼玉学園大学 教授 松崎 洋子 氏

- シンポジスト
- ① 長岡市与板保育園長 豊田ヤウ 氏
 - ② 新潟市立松浜小学校教諭 二野憲子 氏
 - ③ 新潟市健康福祉部保育課長 木村勇一 氏
 - ④ 新潟青陵大学教授 中野啓明 氏

参加費及び負担金

- ・ 参加費 1人 10,000円
- ・ 負担金 各都県指定都市 100,000円

参加申込み

参加申込み、宿泊等の申込みについては、一括して「JTB 新潟支店」に委託しております。
申込み方法、期限については、10ページ以降をご覧ください。

資料等の各都県指定都市の提出（納入）期限

- ① 分科会における意見発表原稿
- ② 各都県指定都市負担金納入

4月16日（金）
4月16日（金）

参加者割当

区分	施設数	割当人数	率（%）	区分	施設数	割当人数	率（%）
栃木県	295	45	15	川崎市	120	18	15
群馬県	410	62	15	長野県	600	90	15
山梨県	249	33	13	千葉市	97	15	15
静岡県	507	66	13	東京都	1121	169	15
神奈川県	351	53	15	横浜市	339	51	15
茨城県	469	71	15	埼玉県	768	116	15
千葉県	614	93	15	新潟県	687	418	-
合 計				6,627 1,300			

分科会意見発表・議長割当

【意見発表割当】 ◎で表示

【議長割当】 ○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
栃木県	◎			◎		○				2	1
群馬県		◎			○		◎			2	1
山梨県	○	◎			◎					2	1
静岡県	◎	◎						○		2	1
神奈川県			○	◎				◎		2	1
茨城県	◎	○			◎					2	1
千葉県				◎◎			◎			2	1
川崎市			◎		◎	○				2	1
長野県			◎		○	◎				2	1
千葉市	○				◎			◎		2	1
東京都						◎	◎	○		2	1
横浜市	◎	○	◎							2	1
埼玉県				○		◎		◎		2	1
新潟県			○			◎	○	◎	◎◎	3	3
◎合計	4	3	3	3	4	4	3	4	1	29	
○合計	2	2	2	2	2	2	1	2	1		16

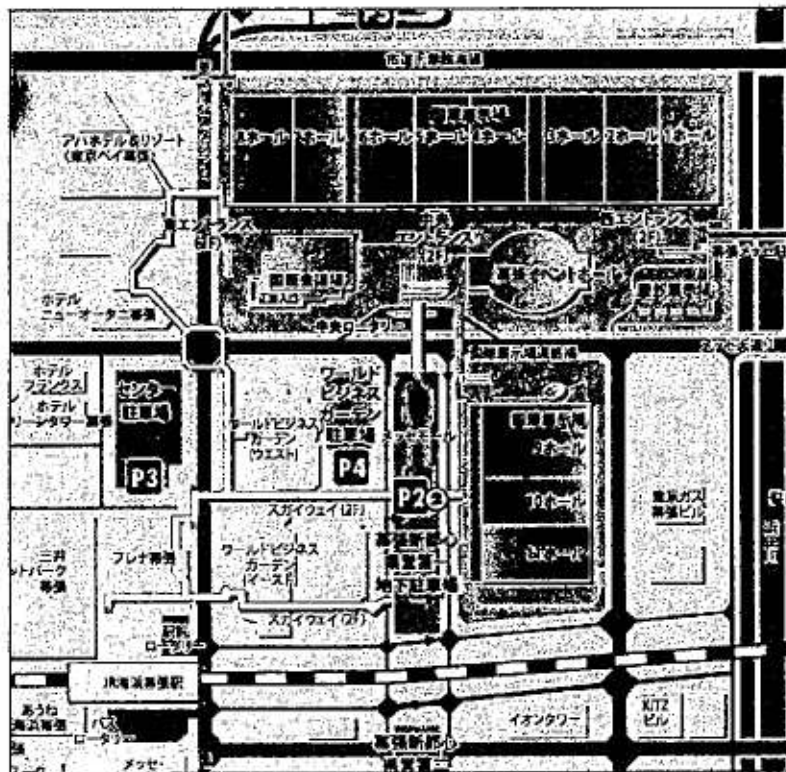
第52回関東ブロック保育研究大会 千葉市大会 概要

日 時：平成23年7月14日（木）～15日（金）

会 場：国際会議場（幕張メッセ）

千葉市美浜区中瀬2-1 TEL 043-296-0001（代）
ホテルニューオータニ

千葉市美浜区ひび野2-2 TEL 043-297-7777（代）



主 催：千葉市・千葉市保育協議会

主 題：すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして
一子どもの健やかな成長と発達を保障するために一

分 科 会：8分科会予定

後援依頼予定：千葉県
千葉県社会福祉協議会
千葉県保育協議会
千葉市社会福祉協議会

70

平成 23 年度全国保育研究大会（横浜市大会）

日 時 平成 23 年 11 月 2 日（水）～4 日（金）

場 所 パシフィコ横浜

平成 22 年度永年勤続表彰の手続きとスケジュールについて

- 1 2月25日 各保育園園長あて、被表彰者の推薦について依頼。
 - 締め切り 4月6日(火)期限厳守。
 - 推薦基準 … 県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として15年以上勤務している者で、功績顕著であると認められる者。

- 2 4月8日 表彰選考委員会
 - 推薦書に基づき選考を行い、被表彰者を決定。
 - 表彰選考委員会委員
 - ・委員選任方法 … 理事長が候補者を指名し、理事会で協議して決定。企画運営委員会に結果を報告。

 - ・委員長 長谷川 光哉(座間・広野台保育園一再任)
 - ・委員 佐藤 蘭子(横須賀・大楠愛児園一新任)
 - ・委員 池田 紀子(小田原・富水保育園一新任)

- 3 4月中旬 被表彰者への決定通知及び保育事業大会への出席依頼。

- 4 4月24日 保育事業大会
 - 表彰式 … 賞状、記念品授与

※被表彰者数の推移

年 度	21	20	19	18	17
被表彰者数	104	126	117	93	87

平成22年2月吉日

各保育園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築融光（印略）

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による
被表彰者のご推薦について（お願い）

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方を来たる4月6日（火）までにご推薦くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を差し上げておりますのでご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成22年4月24日（土）第44回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 TEL 045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人神奈川県保育会事務局

40

〈法人化に伴い、現在、表彰等規程の見直しをしておりますが、推薦基準は現行と同基準とする予定ですので、この基準に基づき、ご推薦ください〉

神奈川県保育会表彰規定

第 1 条 この規定は、保育事業に功労のあった者を表彰して、その功績を讃え、労をねぎらい、もって斯業の発展に資することを目的とする。

第 2 条 施設長は、次の号に該当し、かつ功績顕著であると認められる者を推薦するものとする。

(1) 神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として15年以上勤務している者

第 3 条 表彰は神奈川県保育事業大会においてこれを行う。

第 4 条 表彰は表彰状と記念品を贈りこれを行う。

[取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会長表彰の推薦条件としておりますので、園長におかれても漏れのないようご注意ください。

平成22年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

平成22年4月1日現在

ふりがな				昭和	年	月	日生
氏名							
ふりがな				職名			
施設名 (勤務先)							
ふりがな							
施設の住所	〒						
	TEL			FAX			
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名			
	年 月 日	年 月 日	年 月				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
	年 月 日	年 月 日	年 月				
		現在に至る					
	(通算合計)		年 月				
備考							
平成22年 月 日							
推薦者職氏名							印

※ 勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

一般社団法人神奈川県保育会

平成 22 年 2 月 25 日

一般社団法人神奈川県保育会
会 員 各 位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都 築 融 光

秦野市民間園長会からの質問に対する回答について(報告)

春寒の候、保育会会員の皆様方におかれましては、ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

会員の皆様方には、日ごろから本会の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 22 年 2 月 10 日の企画運営委員会において、秦野市民間園長会から、別紙のと通りの質問事項が示されましたので、会員の皆様にお知らせいたしますとともに、次の通り回答することをご報告いたします。

なお、秦野市民間園長会へは、本報告をもって回答に代えさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(ゴシック体の部分は、質問書の原文のままを記載しています。)

一般社団法人神奈川県保育会への質問事項に対する回答

1) 理事会において定款の細則を作成すれば、その都度定款細則を変更することで済み、定款をその都度変更しなくて済みます。

(回答)

○ 定款は、法人の目的や内部組織、運営に関する基本原則を定めたものであり、定款を補う具体的な細則を定めて、細則に基づいて日常の法人活動を行うのが通例だと考えます。

○ そのため、2月10日の企画運営委員会においては、会員の皆様に最も関連が深く重要な二つの細則、

①一般社団法人神奈川県保育会会員規程(案)

②一般社団法人神奈川県保育会企画運営委員会の組織・運営に関する規程(案)

をご提案させていただき、2月末日までに、委員及び会員の皆様からのご意見等をいただくようお願いしたところです。

○ 特に、企画運営委員会に関しましては、昨年の9月16日に開催された設立総会で、その内容や権限等の規定がなく不十分といった旨のご指摘をいただき、定款本文を一部修正いたしました。

今回、定款に盛り込めなかった具体的内容について整理し、組織・運営に関する規程として制定したいと考え、(案)をご提案したものです。

○ 今後も、順次、必要な細則については、整備していく予定でおりますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

2) 理事長の専決事項も定款細則で規定すれば、定款をその都度変更しなくて済み、理事会への報告事項で済みますが……。理事長の専決事項等を定款細則で規定する予定等を御教唆願います。

(回答)

○ 定款作成にあたっては、日本公証人役場連合会発行の定款記載例(ひな形)を、行政書士から提供を受けて、これをベースに検討して作成いたしました。

本会定款の「第5章 理事会」の章は、この記載例をほぼ取り入れた形になっており、ご指摘の理事長専決事項については、この記載例に入って

いなかったため、盛り込みませんでした。

○ 理事会を円滑に運営するためには、定款の規定だけでは不十分と考えており、理事長の専決事項を定めるとともに、理事会規程を制定するために現在準備を進めているところです。

○ (案)を作成次第、次の企画運営委員会を通じてご提案し、ご意見等を伺いながら制定していきたいと考えております。

3) 理事及び理事長の選任に当たり、選出方法の規定がありますか。改選期までにではなく、早急に会員に提示が必要と考えていますが如何。

(回答)

○ 本会定款第19条に「理事及び理事長の選任」に関する規定があり、その内容は、「①総会の決議によって選任する。②選任手続きについては、別に定める。」となっております。

○ 現在のところ、理事及び理事長の選任方法に関する具体的な規定はありませんが、現役員(理事及び監事)の任期は、平成22年度定時総会までとなっておりますので、現在、選任方法について検討を進めているところです。

○ (案)を作成次第、次の企画運営委員会を通じてご提案し、ご意見等を伺いながら制定していきたいと考えております。

4) 保育会会費の積算根拠について御教唆願います。

① 13,000円の積算根拠

会費に含まれるものの明示(内訳)

(内訳) 管理費 〇、〇〇〇円、全国保育協議会会費〇、〇〇〇円等…。

② 定員×50円の積算根拠

(回答)

○ ① 13,000円の積算根拠

現行の会費13,000円については、平成3年8月8日の保育会委員会において、会費値上げの提案がなされ、平成4年度から、それまで8,000円だったものを、5,000円値上げして現在に至っているものです。

積算根拠については、当時の積算内訳等を示す記録が現存しておらず、明確にお答えできない状況となっておりますが、出来るだけ節約した経費で、より多くの事業効果を求めていくための措置だったのではないかと考えております。

なお、全国保育協議会会費としては、現在、1園当たり・年額5,000円を負担しております。

また、今回の会員規程(案)の中では、設立総会でのご指摘を踏まえ、第3条で、「会員会費 13,000円+(50円×定員)(全国保育協議会会費を含む)」との(案)で、企画運営委員会を通じて、ご意見等をお伺いしているところです。

○ ② 定員×50円の積算根拠

平成4年度以前から、「定員×50円」を使用しておりますが、その積算根拠につきましては、①の回答と同様の状況です。

5) 定款への理事会文書参加規定の創設。無いと、理事会を開催しようとしての理事会開催理事数を確保できずに理事会流会の事態を回避できますが如何。

以上ですが、設立総会で指摘された問題点を含めて早急に会員に明示すべきです。

(回答)

○ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条に、「理事会の決議の省略」の規定があり、円滑な法人運営のため、定款に規定を置くことにより、理事会の決議の目的である事項につき、理事全員が同意し、かつ監事が異議を述べないときに限り、書面又は電磁的記録により決議することができる」とされております。

○ 本会定款第30条第2項には、この法律の規定を受けて、「前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。」と規定しており、書面又は電磁的記録による決議が可能と考えております。

しかしながら、今回のご指摘は、本会定款が分かりにくいというご指摘と受け止め、理事会規程(案)に具体的内容を盛り込む方向で検討していきたいと考えております。

○ 最後に、設立総会で指摘された問題点については、「主な問題点と対応」として整理し、定款(案)に盛り込むべきものは一部修正し、今後の検討に委ねるものはその旨記載して、定款の最終(案)とともに、昨年11月9日付けで、会員の皆様にご郵送させていただいたことを申し添えます。

一般社団法人神奈川県保育会への質問事項

- 1) 理事会において定款の細則を作成すれば、その都度定款細則を変更することで済み、定款をその都度変更しなくて済みます。
- 2) 理事長の専決事項も定款細則で規定すれば、定款をその都度変更しなくて済み、理事会への報告事項で済みますが……。理事長の専決事項等を定款細則で規定する予定等を御教唆願います。
- 3) 理事及び理事長の選任に当たり、選出方法の規定がありますか。改選期までにはではなく、早急に会員に提示が必要と考えていますが如何。
- 4) 保育会会費の積算根拠について御教唆願います。
 - ① 13,000円の積算根拠
会費に含まれるものの明示(内訳)
(内訳)
管理費〇、〇〇〇円、全国保育協議会会費〇、〇〇〇円
等……………。
 - ② 定員×50円の積算根拠
- 5) 定款への理事会文書参加規定の創設。無いと、理事会を開催しようとしての理事会開催理事数を確保できずに理事会流会の事態を回避できませんが如何。

以上ですが、設立総会で指摘されて問題点を含めて早急に会員に明示すべきです。

	地区	公私	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	備考
1	横須賀	私	長井婦人会保育園	宮田 丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	
2	横須賀	私	長岡保育園	高木 睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	
3	横須賀	公	追浜保育園	飯嶋 恵美子	237-0068	横須賀市追浜本町 2-1-41	046-865-3502	046-865-3502	
4	鎌倉	私	清心保育園	橋岡 由美	247-0056	鎌倉市大船 6-5-53	0467-44-7855	0467-44-7698	
5	鎌倉	公	稲瀬川保育園	小林 和代	248-0016	鎌倉市長谷 2-20-18	0467-24-6121	0467-24-6121	
6	藤沢	私	高谷保育園	榊居 祐三	251-0012	藤沢市村岡東 3-413-1	0466-26-2737	0466-26-2350	
7	藤沢	公	高山保育園	瀬川 多佳子	251-0042	藤沢市辻堂新町 4-2-3	0466-33-1022	0466-33-1097	
8	茅ヶ崎	私	西久保保育園	岩澤 貞之	253-0083	茅ヶ崎市西久保 596-7	0467-87-0311	0467-58-8460	確認中
9	茅ヶ崎	公	室田保育園	野中 幸枝	253-0018	茅ヶ崎市室田 1-3-13	0467-53-1225	0467-53-1225	
10	逗子	私	沼間愛児園	若林 順子	249-0004	逗子市沼間 1-21-10	046-871-2669	046-871-2619	
11	三浦	私	三崎二葉保育園	生野 隆彦	238-0235	三浦市城山町 4-4	046-881-2359	046-881-7902	城ヶ島予定確認中
12	平塚	私	真土すばる保育園	真壁 洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	
13	平塚	公	花水台保育園	山森 節子	254-0824	平塚市花水台 10-21	0463-31-7120	0463-31-7120	4/7園長会以降
14	小田原	私	上府中保育園	都築 融光	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	
15	小田原	私	久野保育園	近藤 正浩	250-0055	小田原市久野 1550	0465-35-2253	0465-32-0245	
16	小田原	公	早川保育園	中島 利子	250-0021	小田原市早川 2-3-13	0465-22-2710	0465-22-2710	
17	秦野	私	やまゆり保育園	山本 昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	
18	秦野	公	つるまきこども園	源田 和代	257-0007	秦野市鶴巻 2248-1	0463-77-3536	0463-77-3536	
19	南足柄	私	塚原保育園	瀬戸 雄三	250-0117	南足柄市塚原 2161	0465-74-5826	0465-74-5827	
20	中郡	私	二宮保育園	相馬 宣正	259-0123	中郡二宮町二宮 1049	0463-71-0045	0463-73-4049	
21	足柄上郡	私	酒田保育園	露木 省子	258-0025	足柄上郡開成町円通寺 55-1	0465-82-2277	0465-82-7881	
22	足柄下郡	公	みやのうえ保育園	土屋 今日子	259-0314	足柄下郡湯河原町宮上 36-1	0465-63-5255	0465-63-5255	
23	厚木	私	けいわ保育園	島津 容子	243-0018	厚木市中町 3-3-9ア-ペンブナ3F	046-221-4570	046-221-4066	市役所相談中
24	厚木	公	玉川保育所	櫛田 桃子	243-0121	厚木市七沢 162	046-248-0016	046-248-0016	
25	大和	公	福田保育園	平本 博子	242-0024	大和市福田 8-22-5	046-267-0995	046-267-4287	
26	伊勢原	私	大原保育園	萩原 敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	
27	海老名	私							3/11園長会にて決定
28	座間	私	座間保育園	渡辺 迪子	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	
29	座間	公	相武台保育園	滝沢 紀美子	228-0011	座間市相武台 3-4770-4	046-253-2523	046-253-0943	
30	綾瀬	私	つぼみ保育園	三崎 たずゑ	252-1103	綾瀬市深谷 3390	0467-78-0641	0467-79-2908	
31	寒川	私	旭保育園	中島 光子	253-0106	高座郡寒川町宮田 2194	0467-75-0773	0467-75-0528	
32	愛川	公	半原保育園	諏訪部 裕子	243-0307	愛甲郡愛川町半原 4495-1	046-281-0244	046-281-6155	

一般社団法人神奈川県保育会規程（案）について

○保育会定款第 45 条に、「本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。」と規定しています。

○3月の企画運営委員会では、

- ①一般社団法人神奈川県保育会総会規程（案）
- ②一般社団法人神奈川県保育会理事会規程（案）
- ③一般社団法人神奈川県保育会理事長の職務代理に関する規程（案）

の原案をお示しして、ご意見等をいただきたいと思います。

○内容をご覧の上、ご意見等がありましたら、3月末日までに文書（郵送または Fax 等）でご提出をお願いいたします。

○ご意見等は、理事会で集約・整理して、修正すべき内容は修正し、規程として定めていきたいと考えています。決定した規程は、4月の企画運営委員会及び総会に報告する予定です。

○ご協力をお願いいたします。

一般社団法人神奈川県保育会総会規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第3章の規定に基づき、総会の適切かつ円滑な運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(書面表決等)

第2条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の措置を取った正会員は、総会に出席したものとみなす。

3 総会への出欠確認及び委任状の様式については、別紙のとおりとする。

(議事録)

第3条 総会の議長は、総会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議事録の署名又は記名押印は、出席した正会員のうち議長及び総会において選任された会員2名が行うものとする。

(規程に定めのない事項)

第4条 この規程に定めのない事項は、理事長が理事会の決議により決する。

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

(Fax 番号)

出欠確認書及び委任状

平成 年 月 日()、 において開催される一般
社団法人神奈川県保育会総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

一般社団法人神奈川県保育会理事会規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第5章の規定に基づき、理事会の適切かつ円滑な運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、本会の正会員の中から総会の決議により選任された者でなければならない。

(付議事項)

第3条 理事長は、次の各号に掲げる事項については、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事内容に関すること
- (2) 定款及び規程等の制定及び改廃に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算の承認及び変更に関すること(軽微なものを除く。)
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
- (5) 企画運営委員会及び専門部等委員の選任及び委嘱に関すること
- (6) 準会員及び名誉会員並びに賛助会員の推薦、入会に関すること
- (7) 顧問の推薦に関すること
- (8) その他理事会が必要と認めた事項に関すること

(理事会の開催)

第4条 理事会は、年3回以上開催しなければならない。

- 2 理事長は、理事の半数以上の出席を確認した後に、開会を宣言し、議長となって議事を進める。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本会定款第30条第2項の規定に基づき、理事会の決議の目的である事項につき、理事全員が同意し、かつ監事が異議を述べないときは、書面又は電磁的方法により決議することができるものとする。

(監事の出席)

第4条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べな

なければならない。但し、議決権は有しない。

(招集の請求)

第5条 理事は、理事長に対して、理事会の開催目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 監事は、必要があると認めるときは、招集権者に対して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の手続き)

第6条 前条の規定により、理事又は監事による招集の請求に基づき理事会を招集する場合は、その通知には、その旨を明示するものとする。

2 招集通知を受けた理事及び監事が、やむを得ない事由により、理事会に出席できない場合は、遅滞なくその旨を招集権者に通知しなければならない。

(書面による意見表明)

第7条 やむを得ない事由により、理事会を欠席する理事から、当該理事会の議題とされる案件について、あらかじめ書面をもって議長に対し、その意見の表明があった場合には、議長は、当該案件の審議の際にその旨及び内容を報告しなければならない。

(意見聴取)

第8条 理事長は、理事会の協議に必要があると認めた場合は、理事会の決議により、顧問又は議題に関係する業務を担当する委員等を理事会に出席させ、その意見を求め、又は説明させることができる。

(理事長の専決)

第9条 理事長の専決する事項は、次の通りとする。但し、特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任された他の理事がこれを行うものとする。

- (1) 理事会の承認を得た理事長の職務代理人、理事等への辞令交付
- (2) 本会への入会及び退会の承認
- (3) 事務局職員の採用の決定及び雇用、給与等の辞令交付
- (4) 事務局職員の日常の労務管理、福利厚生
- (5) 契約及び協定等の締結(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- (6) 研修会及び行事等の参加費に対する領収書の発行
- (7) 予算の範囲内での緊急を要する物品の購入

- (8) 30万円以下の物品の購入
- (9) 予算上の予備費の支出
- (10) 寄付の受入れ、承認(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- (11) その他本会運営に関する軽微な事項
 - 2 理事長に事故あるときは又は欠けたときは、本会定款第29条第2項の規定に基づく理事が代決するものとする。
 - 3 緊急の案件で、理事会の決議の経緯をいとまがないときは、理事長又は代決者は当該案件を決することができる。但し、遅滞なく、これを理事会に諮って承認を受けなければならない。

(議事録)

第10条 議長は、理事会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議事録の署名又は記名押印は、出席者のうち議長及び理事会において選任された理事及び監事が行うものとする。
- 3 欠席した理事又は監事から議事録の請求があったときは、速やかに議事録の写し及び議決結果を記録した書面を送付しなければならない。
- 4 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

(規程に定めのない事項)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する。

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会理事長の職務代理 に関する規程(案)

一般社団法人神奈川県保育会定款第13条第2項の規定により、あらかじめ理事会が
定めた職務代理者は、次のとおりとする。

職務代理者 副理事長 宮田 丈乃

職務代理者に事故あるとき又は欠けたときは、理事会で協議して職務代理者を決定
する。

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会会員規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が本会に納付する会費等の額及び徴収方法について定めるほか、会員管理等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第5条のとおりとする。

(会費及び経費等)

第3条 会員の会費は年額とし、正会員の会費は次のとおりとする。

(1) 会員会費 13,000円 + (50円×定員)

(全国保育協議会会費を含む)

2 準会員の団体負担金は次のとおりとする。

(1) 神奈川県保育士会 年額500,000円

(2) 総会で特に認められた団体 団体と協議のうえ、理事会の議決により別に定める。

3 本会の運営に関し、必要な経費は次のとおりとする。

(1) 研修会参加費 1回・1名につき3,000円を基本

(2) 保育所問題対応協力金 6,000円以上

4 会員が既に納入した会費は、過誤納による場合のほかはこれを返還しない。

(会費算定の基準日)

第4条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(会費等の納入方法及び納期)

第5条 会員は、本会からの請求書受領後、指定された期日までに、振込みにより本会の銀行口座等に会費等を納入するものとする。

(入会)

第6条 正会員として入会を希望する者は、入会申込書(様式1)を本会に提出しなければならない。

2 会員としての入会は、本会から送付する入会承認通知書を受領した時点で成立する。

(退会)

第7条 会員は、退会する場合は、退会届(様式2)を本会に提出しなければならない。

(サービス内容)

第8条 本会は、次のサービスを提供する。

- (1) 本会の事業大会、会議、研修会等の主催
- (2) 本会が実施する調査研究事業に関する資料、報告書等の提供
- (3) 機関紙その他刊行物の送付
- (4) 本会ホームページ会員専用ページの閲覧
- (5) その他本会の実施事業に関連する資料、情報の提供及び一般県民への保育情報の提供

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第10条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示・漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えて使用してはならない。

2 本会は、個人情報については、個人情報保護法に基づき適正に管理するものとする。

(慶弔)

第11条 会員の慶弔は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 新築落成 | 10,000 円 |
| ただし、公立保育園落成は、祝品とする。 | |
| (2) 各種表彰に対する記念品 | |
| 全国社会福祉協議会会長表彰、厚生労働大臣表彰、叙勲・褒章の受賞者には、保育事業大会の際に、記念品を贈呈する。 | |
| 特に功労のあった者に対しては、理事長が別に感謝の意を表す。 | |
| (3) 1か月以上の病気、傷害に対する見舞い | 10,000 円 |
| (4) 死亡 | |
| 会員 | 生花に添えて 10,000 円 |
| 会員の配偶者 | 10,000 円 |
| 同居の一親等者 | 10,000 円 |
| (5) 園舎及び会員住居に対する災害見舞い | |
| 会員が災害をこうむり相当の損害を受けたとき | 10,000 円 |

但し、損害の程度により増額することができる。

- 2 各地区の代表委員は、前項の規定に該当する事由があった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。また、この規定によりがたい場合は、理事長が理事会に諮って別に慶弔を行うことができる。

(表彰)

第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。

- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
- 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
- 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

(旅費の支給)

第13条 本会の依頼を受けて、本会用務のために、会員が旅行した場合には、予算の範囲内で旅費を支給するものとする。

- 2 会員には、次の各号により旅費を支給する。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 日帰り旅行 | 交通費実費 |
| (2) 宿泊を伴う旅行 | 交通費実費 + 宿泊費相当額 |

- 3 企画運営委員会及び理事会出席者の旅費は、開催場所に至る交通費実費の内最小限を支払うものとする。(※3.10 企画運営委委員会で追加提案)

(報酬の支給)

第14条 本会の依頼を受けて本会の監査を実施する場合には、本会定款第24条の規定にかかわらず、監事に1回につき5,000円の報酬(旅費込み)を支給するものとする。

- 2 第12条第4項に掲げる表彰選考委員会に出席する委員に対しては、1回につき3,000円の報酬(旅費込み)を支給するものとする。

(規程の変更等)

第15条 この規程の変更は、理事会で協議し、企画運営委員会の同意を経て、総会の承認を得て行なうものとする。但し、第3条第1項の規定の変更については、総会の3分の2以上の同意を経なければならない。

- 2 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、本会の設立の日(平成21年11月18日)から施行する。

(旧会則等の廃止)

第2条 神奈川県保育会会則、神奈川県保育会委員会運営規程、神奈川県保育会慶弔規程、神奈川県保育会表彰規程、神奈川県保育会旅費規程は、一般社団法人神奈川県保育会会員規程施行と同時に廃止する。

〈理事の選任手続き案について〉

- 理事の構成(企画運営委員であることが原則)
理事会推薦枠、企画運営員会推薦(自薦又は他薦)枠及び特定事業担当理事として理事会が地域性を考慮して、15名以内を候補者として選考する。

- 選任手続き・スケジュール
 - ① 3月企画運営員会(3/10)
 - ・ 理事の構成、手続き、スケジュール案等を提案し意見を聞く。
 - ・ 新企画運営委員会委員名簿(完成しなければ暫定版)を提出する。

 - ② 4月企画運営委員会までの間
 - ・ 現理事会で、理事会推薦枠に基づき、新理事候補者の選考を行う。
 - ・ 理事会での選考結果に基づき、理事候補者名簿(本人内諾済)を作成する。

 - ③ 4月企画運営委員会(4/14)
 - ・ 理事会で、役員選任規程を作成し、内容を報告する。
 - ・ 理事候補者名簿(案)を報告する。
 - ・ 企画運営委員会での推薦を諮る。いれば、企画運営委員会で取扱いを協議する。推薦が承認されたら、理事候補者名簿(案)に加える。

 - ④ 4月総会(4/24)
 - ・ 理事会で決定した役員選任規程を報告し、これまでの経過を説明する。
 - ・ 理事会で作成した理事人事案を、議案として提案して承認を得る。
 - ・ 承認後、新理事が理事会を組織して、理事長候補を互選又は投票により選任して、総会で承認を得る。
 - ・ 新理事長は、副理事長及び事業別担当理事、職務代理者を指名して、総会に役員名簿案として提案し、承認を得て正式決定する。

〈監事の選任手続き案について〉

○ 選任手続き・スケジュール

① 3月企画運営委員会(3/10)

- ・ 監事の選任手続き、スケジュール案等を提案し意見を聞く。
(選任は、全正会員の中から、現理事会で候補者を選考して案を作成する。)

② 4月企画運営委員会までの間

- ・ 理事会で、新監事候補者を選考し、監事候補者名簿(本人内諾済)を作成する。

③ 4月企画運営委員会(4/14)

- ・ 理事会で作成した役員選任規程を報告する。
- ・ 監事候補者名簿(案)を報告し、同意を得る。

④ 4月総会(4/24)

- ・ 理事会で決定した役員選任規程を報告し、これまでの経過を説明する。
- ・ 理事会で作成した監事人事案を、議案として提案し、承認を得て正式決定する。

全社児福発第 241 号

平成 22 年 3 月 5 日

都道府県・指定都市保育協議会会長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 小川 益丸

(公印略)

保育における子どもの権利擁護の遵守について

日頃より本会事業の推進にご協力を賜り深謝いたします。

さて、保育において、下記のような子どもの権利侵害に関する報道がされています。保育所における子どもの権利侵害、施設内虐待はあってはならないことであります。この機会に、各会員保育所におかれましては、日頃より十分留意されていることとは存じますが、今一度、「全国保育士会倫理綱領」等にもとづき、子どもの権利の保障について、関係者全体で確認していただくよう、お願いいたします。

とくに新保育所保育指針の施行や、「幼保一体化も含めた次世代育成支援の包括的・一元的な制度の構築」に向けた検討が重ねられている中で、保育の質や認可保育所への関心が高まっています。各都道府県・指定都市保育組織におかれましては、各会員保育所に対し働きかけをしていただきますよう、お願いいたします。

女性保育士が虐待？園児の口に粘着テープ

3月3日 11時56分配信 読売新聞

千葉県八千代市の保育園で、園児の口に粘着テープを張るなど虐待が疑われる行為があったとして、園を運営する社会福祉法人が、女性保育士(51)を解雇し、別の女性保育士(35)を依願退職させていたことが3日、わかった。

八千代市によると、解雇された保育士は、2月5日、園児の口に張られた粘着テープをはがしているところを別の職員に目撃された。法人内の調査で、この保育士が特定の園児を日頃から「猿」と呼んだり、ほおをたたいたりしたほか、複数の園児の顔に色付きのリップクリームを塗り、依願退職した保育士が携帯電話のカメラで撮影していたことも判明した。解雇された保育士は「園児におしゃべりをやめるように注意してもきかなかったり、給食を食べなかつたりしたため」と説明したという。

法人は事実関係を市に報告。2人を2月26日付で処分したほか園児の保護者に謝罪し、保護者説明会を開いた。同園は2007年度に同会が市から運営を引き継いだ。読売新聞の取材に、同会は「責任者が不在で答えられない」としている。

男児の裸撮影、保育士逮捕＝「好奇心から」と供述

3月1日 17時21分配信 時事通信

男児の裸を撮影し画像を保存したなどとして、広島県警少年対策課と広島東署は1日、児童買春・ポルノ禁止法違反(児童ポルノ製造)容疑で、広島市東区の保育士を逮捕した。同署によると、「男児に興味があり好奇心から撮った」と話しているという。

逮捕容疑は2008年1月、当時勤務していた広島市中区の私立保育園で、県内に住む2歳男児2人の裸をデジタルカメラで撮影、USBに画像を保存し児童ポルノを製造した疑い。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆延長保育促進事業の単価等を説明◆

～全国児童福祉主管課長会議～

厚生労働省は、2月25日に全国児童福祉主管課長会議を開催し、平成22年度児童福祉関係予算案や子ども手当に関する法案および児童扶養手当法改正法案等を説明しました。(記録は全保協事務局。詳細は添付資料を参照ください。)

(第一部 平成22年度児童福祉関係予算案について)

少子化対策企画室(朝川室長)

* 子ども・子育てビジョン

ビジョンの目標値をもってすぐに後期行動計画の見直しをお願いするものではないが、目の前にいる待機児童等への対応をはかるため、計画の前倒し実施をお願いする。

* 地域子育て支援拠点事業「ひろば機能拡充」について(本資料P.27)

「出張ひろば」の積極的活用を図るため、要件の見直しを行った。

* 一時預かり事業(本資料P.29、交付要綱P.88～)

経過措置としていた300人未満の一時預かり事業(保育所実施型)は本事業としてソフト交付金のポイントに位置づけた。また地域密着Ⅱ型についても年間延べ利用児童数25～300人未満の区分を新たに位置づけ、保育士資格がない者については自治体の研修等を義務づけることとなった。

* 子ども・子育て新システム会議に

幼保一体化を含む新たな次世代育成支援制度の構築に関して、設置。

共同議長として枝野行政刷新担当大臣、仙谷国家戦略大臣、福島少子化担当大臣の3名で行う。

* 次世代育成支援のための実態把握に関する協力について

2月12日に調査票を送付した。協力をお願いする。

児童虐待対策室(杉上室長)(資料説明、本資料P.33～)

* 児童虐待防止について

* 児童福祉施設等の整備について

* 児童福祉施設の運営について

* 耐震化の状況について(未定稿であり現在、各自治体に再度確認依頼をしているところ)

職業家庭両立課（定塚課長）

* 改正育児・介護休業法の施行

- ① 子育て期間中の働き方の見直し：短時間勤務、時間短縮勤務を制度化、看護休暇の拡大
- ② 父親も子育てができる働き方の実現：パパ・ママ育休プラス、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合に再度、育児休業の取得を可能とする、配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業取得を不可とすることを廃止
- ③ 仕事と介護の両立支援：介護のための短期の休暇制度を創設
- ④ 実効性の確保：苦情解決・紛争処理の援助および調停の仕組みを創設

施行日は平成22年6月30日（100人以下の事業主は3年以内の政令で定める日）

* ファミリーサポートセンター事業における病児・病後児保育等預かり事業

ファミリーサポートセンター事業実施市町村 599市町村

病児・病後児保育事業実施市町村 47市町村

緊急ファミサポは廃止し、平成21年度、22年度の2年間においてファミサポにおける病児・病後児保育事業を実施できるよう移行を促進させることとしている。協力をお願いする。

家庭福祉課（藤原課長）P.98～（資料説明のみ）

育成環境課（真野課長）P.161～（資料説明のみ）

保育課（今里課長）P.183～

(1) 待機児童解消について

子ども・子育てビジョンにおいて平成26年度までに35%の利用率をめざす特定市区町村、特定都道府県における保育計画の整備が義務付けられているところであり、対応をお願いします。

保育所整備に関して平成21年度補正予算で200万円を積み増しをしている。

→交付要綱案を別冊で提示

(2) 多様な保育サービスの推進について

① 家庭的保育事業の推進について

児童福祉法の改正により、4月より家庭的保育事業が法定化される。

保育士の要件を、「保育士または研修により市町村が認めた者」に拡大。

実施基準およびガイドラインを平成21年10月に通知。

<保育対策等促進事業費補助金交付要綱(案)> ※抜粋

4. 待機児童解消促進等事業

(1) 家庭的保育事業

① 家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 52,400円 (←現行 53,400円)

② 家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額 4,549,000円 (←現行 4,631,000円)

イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額 2,274,000円 (←現行 2,315,000円)

③ 連携保育所又は実施保育所経費 ※現行と変更なし

ア 基本分

1か所あたり年額 600,000円

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 110,000円

② 病児・病後児保育事業

国庫補助事業は基本分と加算分の2階建てを踏襲しながら、地方の実情に応じた取り組みができるよう補助基準額の見直しをはかった(別冊:P.451~)

厚労省としては、利用料は事業費の1/2相当ということで考えているので、そのようにお取り計らいいただきたい。一方で低所得者の利用に対しては減免(その分、国庫補助で補てんする仕組みで構築している)という仕組みで考えてほしい。

<保育対策等促進事業費補助金交付要綱(案)> ※抜粋

3 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

① 基本分

1か所あたり年額 2,400,000円 (←現行 1,500,000円)

② 加算分(年間延べ利用児童数により区分される次の額を加算)

1か所あたり年額

10人以上50人未満 500,000円 (←現行も500,000円 ※変更なし)

50人以上200人未満 2,500,000円 (←現行 1,560,000円)

200人以上400人未満 4,250,000円 (←現行 3,750,000円)

400人以上600人未満 6,250,000円 (←現行 5,750,000円)

※ 600人以上の区分は変更なし(現行どおりの加算額)

(2) 低所得者減免加算

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円×年間延利用人員

イ 市町村民税非課税世帯

2,500円×年間延利用人員

※千円未満切捨てだったことを改める。

(3) 普及定着推進費

1か所あたり年額 500,000円

(4) 病後児対応型

① 基本分

1か所あたり年額 2,000,000円 (←現行 1,500,000円)

② 加算分(年間延べ利用児童数により区分される次の額を加算)

1か所あたり年額

10人以上50人未満 400,000円 (←現行も400,000円 ※変更なし)

50人以上200人未満 2,200,000円 (←現行 1,250,000円)

200人以上400人未満 3,100,000円 (←現行 3,000,000円)

400人以上600人未満 5,000,000円 (←現行 4,900,000円)

※ 600人以上の区分は変更なし(現行どおりの加算額)

(5) 低所得者減免加算

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000円×年間延利用人員

イ 市町村民税非課税世帯

2,500円×年間延利用人員

※千円未満切捨てだったことを改める。

(6) 普及定着推進費

1か所あたり年額 500,000円

(7) 体調不良児対応型

1か所あたり年額 4,330,000円 (←現行 4,410,000円)

③ 延長保育事業

事業仕分けの結果を受け、予算を児童育成事業に組み替えることとした。

<保育対策等促進事業費補助金交付要綱(案)> ※抜粋

6 延長保育促進事業 (新設)

(1) 延長保育推進事業 (基本分)

1か所あたり年額 4,600,000円

(2) 延長保育事業 (加算分)

(延長時間により区分される次に定める額とする)

1 事業あたり年額

延長時間 30分 300,000円

延長時間 1時間 1,400,000円

延長時間 2～3時間 2,200,000円

延長時間 4～5時間 4,600,000円

延長時間 6時間以上 5,400,000円

(参考)

なお「延長保育実施要綱案」において、延長時間の定義は下記のように記載されています。

(1) 延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

① 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日あたり平均対象児童数が6人以上いることをいう。

② 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

③ 3時間以上の延長については、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

④ 30分延長とは、上記①～③に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長保育時間の平均対象児童が1人以上いることという。

なお、④を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分とすること。

(2) 事業の実施に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

(3) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

④ 保育対策等促進事業

保育対策等促進事業費補助金については、各事業ごとの実態を把握する必要があるため、各事業ごとに対象経費差引額と基準額を比較し、選定額等を算出することを予定しているので、ご承知おきいただきたい。

⑤ 送迎保育ステーション試行事業

平成21年度をもって本事業は廃止。ただし平成21年度から安心子ども基金において広域的保育所利用事業を創設しているので、こちらの事業を利用してほしい。

(3) 認定子ども園の実施について

幼保一体化がどういうことを意味するのかは、これから集中的に検討がはじまる。必要に応じて情報提供をする。検討の場は「子ども・子育て新システム検討会議」

(4) 保育所の規制緩和等について

① 地方分権改革について

本国会に地方分権一括法案を提出する予定であるが、法案の施行時期、地域等については今後の調整。

② 構造改革特区について

構造改革特区評価・調査委員会の結論として、公立・私立ともに3歳以上児に外部搬入方式を採用することが可能となった。今後、構造改革特区推進本部（本部長は内閣総理大臣、本部長は内閣総理大臣、本部長は内閣総理大臣）により政府の対応方針が決定されることになるが、厚労省としては、3歳以上児の給食の外部搬入が可能となった場合には、従来の特区認定要件を踏まえ、質の担保ができるような基準を策定したいと考えている。

(5) アクションプログラムの策定について

アクションプログラムの実施期間は平成20年度から平成24年度までの5年間としている。すでに策定している都道府県および市町村においては計画にそって進められるように、未策定の自治体においては関係者で協議をして策定するようお願いしたい。

(6) 保育所の耐震化の状況

保育所の耐震診断実施率は42.4%、耐震化率は63%に留まっている。

ただし資料は未定稿なので、数字は変わることを前提に見てほしい。

(7) 認可外保育施設に対する指導監督について

認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%（2,350か所）、届出対象施設のうちベビーホテルについては35%に留まる。児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴く時間が取れないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることなどが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いする。

母子保健課（宮崎課長） P.227～（資料説明のみ）

（第二部 子ども手当に関する法案及び児童扶養手当法改正法案について）

(1) 子ども手当について（依田室長）

（現段階で検討している内容として資料説明）

子ども手当法案：1/29 閣議決定、2/23 参議員で趣旨説明、2/24 厚労委員会に付託

<質疑応答>

滋賀県）郵送は必着なのか消印有効なのか。また所得証明は引き続き取る必要があるか。またDVの関係で親権消滅の方が申請をあげてきたときに、申請を却下することはできるのか。

A) 所得証明は所得制限がないので不要。ただし、父母どちらの所得が高いか調べるケースについては、必要になることも。郵送の取り扱いについては確認した後ほどQ&A等でお示しする。DVの時の親権消滅の方が申請をあげていただいても、優先度の高い方が優先して受けるということに却下していただいて結構である。

岡崎市）個人情報の関係で児童扶養手当の受給者は子ども手当の受給者になるということで、個人情報の問題はクリアしているということで良いのか。また配偶者が公務員かどうか分からないと2重払いをしてしまう懸念があるが、どのようにすれば良いのか。

A) 資料の提供ということで法律上に規定しているので、基本的にはこの規定を持って伝えていただいてもかまわない。公務員の確定ができないということだが、様式上において配偶者が公務員であるかを確認する欄を設け、確認できるようにしている。

神奈川県）年金未加入の方等は被用者か被扶養者かわからないので、どのようにすればよいのか。新中学2年生の子どもについては増額申請が必要なのか。

A) 年金加入を確認していただくことは前提。新中学2年については認定申請を行うことでお願いする。通知の発出の時期は法律が制定されて、施行されることにあわせて行うことになるが、なるべく前倒しでお示していきたいと考えている。

(2) 児童扶養手当について（藤原家庭福祉課長）

児童扶養手当の父子家庭への支給

※ 監護要件および生計同一要件を課す

※ 母子家庭と同様に困難な状況にある父子家庭に費用をお支払いすることを目的としている。法案の審議はこれから。

(第三部 内閣府説明)
子ども・子育てビジョン概要説明(説明:川又参事官)

国土交通省「高齢者等居住安定化推進事業」

居住の安定を図るため、子育て世帯の居住地に向けての連携事業を推進

高齢者住宅財団において来年度事業の公募を実施

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化

→子育て支援施設等の整備に補助を実施(補助率45%、市町村負担なし)

住宅部局とも連携して、実施して欲しい。

<質疑応答>※子ども手当以外

Q)安心子ども基金の関係で平成23年度以降の保育所整備はどうなるのか?

A)安心子ども基金は平成22年度末まで。平成23年度以降の保育所整備については、要望は聞いているが、平成23年度予算編成において行うことになるので、現段階では確たる回答はできない。

平成22年度中に整備を開始して平成23年度中に開所する場合においては、安心子ども基金の対象経費となる。

全国知事会)保育所の最低基準に関して

①居室の面積基準については、従うべき基準として、国の最低基準と同じでなければならぬと書かれているが、上回った面積を整備することはかまわないのか。

②条例制定の余地がまったくなされない気がするが、条例制定の余地は今後残るのか

③東京等の地域について現段階で答えられることがあればお答えいただきたい。

A)従うべき基準としているものは、現行でも「最低基準」としてこれを下回ってはならないとしている。詳細は検討中だが、国において示す基準においてはそのように記載をすることになる。たとえば自治体で5平米以上と書かれることについては認めることになる。

2つ目の質問については、地域主権の意志が果たされていないという内容の質問だったかと思うが、従うべき基準としている部分についてはあるものの地方分権推進本部の勧告を最大限尊重した形になっていると思っている。

東京等については、現在、調整中であり、関係省庁と調整しながら最終的に検討していく。ただ「東京等」と記載した趣旨は待機児童のいる地域の暫定的な措置として考えているので、待機児童の数が一つのメルクマールになるだろうし、土地取得が難しいということもあるのではないかと考えている。

Q)年度途中入所の児童について保育単価を年度当初の年齢の単価設定とすると聞いていたが、今回の資料を見ると従来の書き方を残しつつ、措置をすることになっているが、保育所単位で判断するのか、子ども一人ひとりで判断するのか。

A)それぞれの保育所の実態を市町村がご覧いただいて判断いただきたい。年齢別に日々の保育が行われているのか、異年齢で縦割り保育を実施して子どもに対する保育士が必ずしも年齢当初の単価設定どおりとなっていないのかは、個々の保育所によって異なる。

Q)父子家庭に対する児童扶養手当についてだが、

A)地方交付税で手当てを保障していると総務省から確認している。生計同一と別居・同居は必ずしも同一ではない。たとえばお子さんが大きくなって寮などで生活している等、日々は同居していても生計同一になる場合もある。

Q)放課後児童クラブの開所日数については、当県では特定の市町村では240日開所と決めているところもあるし、ニーズ調査をした結果、希望者が一人とか少数の場合に開けるか開けないかの判断は市町村が行えばよいのか。

A)地域の実情を考えた上で市町村で判断してほしい。国としては開所してほしいとは思いますが、複数の児童クラブのうちの一つを開ける等工夫をしてほしい。

Q)放課後児童クラブについて、開所日数が250日に満たなくても、希望者が1人いてなおかつ250日以上開所しないことをきめても、ニーズ調査をすれば補助対象になるのか。

A)そのとおり。ニーズ調査をすれば補助対象となる。

香取審議官 閉会挨拶

* 子ども手当:昨日から審議がはじまっている。施行までのスケジュールが非常にタイトなので、円滑な施行に向け、各自治体のご協力をお願いする。我々も最大限、情報提供をするので、よろしく願います。

* 父子家庭に対する児童扶養手当の実施は8月施行である。

- * 子ども・子育てビジョン：意欲的な目標が設定されている。各自治体の数値をいただいたうえで、政府として策定したものであるため、各自治体でも前倒し実施を含め対応をお願いする。
- * 幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援施策の構築
 検討会議が設置され、本年6月までに方向性を示し、平成23年度国会に所要の法案を提出する。
 地方主権との関係も出てくる。
 内閣府を中心に政府全体で検討が進められるが、主要な部分は厚生労働行政にかかわる部分なので、本省としても積極的ににかかわる予定。
 情報提供を図っていくが、各自治体においても街づくりや企業とも関係する話なので、積極的にご努力をお願いする。

- 添付資料：(1)全国主管課長会議資料
 (2)全国主管課長会議資料(交付要綱、実施要綱等)
 (3)全国主管課長会議資料(保育課、内閣府政策統括官、国土交通省住宅局説明資料)

全保協の動き

★ 平成22年度5月の総会の日程が決まりました！

平成22年度第1回全国保育協議会協議員総会の日程が決まりました。ご案内は、またおって協議員の皆様には都道府県組織を通じてお送りしますが、ご予約をお願いいたします。

平成22年度第1回全国保育協議会協議員総会

日時：平成22年5月14日(金) 13:30～16:30

会場：全日通8階大会議室 ※全社協の隣のビルです。

※ なお公立保育所懇談会も下記のとおり開催しますので、公立保育所関係協議員の方はあわせてご予約ください。

平成22年度第1回公立保育所懇談会

日時：平成22年5月14日(金) 10:30～12:30

会場：全社協5階「第2会議室」

またすでにご出欠の回答を頂戴しているかとは思いますが、平成21年度第2回協議員総会および公立保育所懇談会は下記日程です。

3月25日(木)10:30-13:00	第2回公立保育所懇談会
13:30-16:30	第2回全保協協議員総会

◆ 全国保育協議会活動日誌

(平成22年2月1日～2月28日)

2月1日	<p>第4回研修部会</p> <p>(1) 「平成21年度保育所リーダーの専門性を高める研修会」の運営について</p> <p>(2) 「平成22年度保育所保健・衛生専門研修会」開催要綱(案)について</p> <p>(3) 「保育21世紀セミナー2010」開催要綱骨子(案)について</p> <p>(4) 平成21年度研修部会事業進捗状況および補正予算(案)について</p> <p>(5) 平成22年度研修部会事業計画および予算(案)について</p>
2月8日	<p>第3回公立保育所委員会</p> <p>(1) 平成21年度事業進捗状況・補正予算について</p> <p>(2) 平成21年度第2回公立保育所懇談会について</p> <p>(3) 新公立保育所アクションプランの具体化について</p> <p>(4) 平成21年度公立保育所トップセミナーアンケート集計結果ならびに平成22年度開催について</p> <p>(5) 平成22年度事業計画・予算について</p>
2月9日	<p>第5回総務部会</p> <p>(1) 平成21年度総務部会事業の進捗状況および補正予算(案)</p> <p>(2) 平成22年度総務部会事業計画(案)および予算(案)</p> <p>(3) 第2回協議員総会の上程議案について</p> <p>① 平成21年度全保協事業進捗状況及び補正予算(案)</p> <p>② 平成22年度全保協事業計画(案)及び予算(案)</p> <p>③ 規程・内規の見直しについて</p>
2月12日	<p>第2回保育施策検討特別委員会</p> <p>(1) 「今後の保育制度の姿」の具体化に向けて</p> <p>第9回正副会長会議</p> <p>(1) 「今後の保育制度の姿」の具体化に向けて</p> <p>(2) 平成23年度予算要望(案)について</p>
2月17日	<p>第2回全保協・保育士会研修担当連絡会</p> <p>(1) 「保育活動専門員」認証制度について</p> <p>(2) 「保育21世紀セミナー2010」について</p>
2月23日	<p>第8回常任協議員会</p> <p>(1) 平成23年度予算要望(案)について</p>
2月24～25日	<p>保育所リーダーの専門性を高める研修会</p> <p>(於：ベイホテル東急、参加者593名)</p>

資料1

平成21年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

社会福祉法人の新会計基準(素案)について

平成21年12月25日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

1. 新基準(素案)を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(素案)(以下、「新基準(素案)」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準(素案)の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20.4～H21.11 全14回)

委員:公認会計士、オプザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準(素案)の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。
- ◆ 新基準(素案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準(素案)の構成

- (1) 基準と注解 : 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針 : 会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。

※ その他、「運用指針」の中で、従来の会計ルールから新会計基準へ移行するに当たっての「移行措置」を示す予定。

4. 新基準(素案)における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

事業	原則	運用実態
社会福祉事業 障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による(措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる) 社会福祉法人会計基準による(指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい) 指導指針が望ましい(会計基準によることができる) 就労支援会計処理基準による 授産施設会計基準による 病院会計準則による 訪問看護会計・経理準則による 介護老人保健施設会計・経理準則による 病院会計準則による
公益事業 病院・診療所		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用

◆ 新基準(素案)

社会福祉事業	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準(素案)を適用する
公益事業		
収益事業		

(2) 計算書の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動収支計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録

+

- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準(素案)

【財務諸表】(P7参照)

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+

- ④ 財産目録

- ⑤ 附属明細書(※) (P11参照)

(※) 附属明細書

・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。

・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3)区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

- ・事業区分を拠点(施設・事業所)別に区分

(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、
現行の指導指針における「会計区分」に準じた区分とする。

③サービス区分

- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護)に区分

(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いと区分とする。

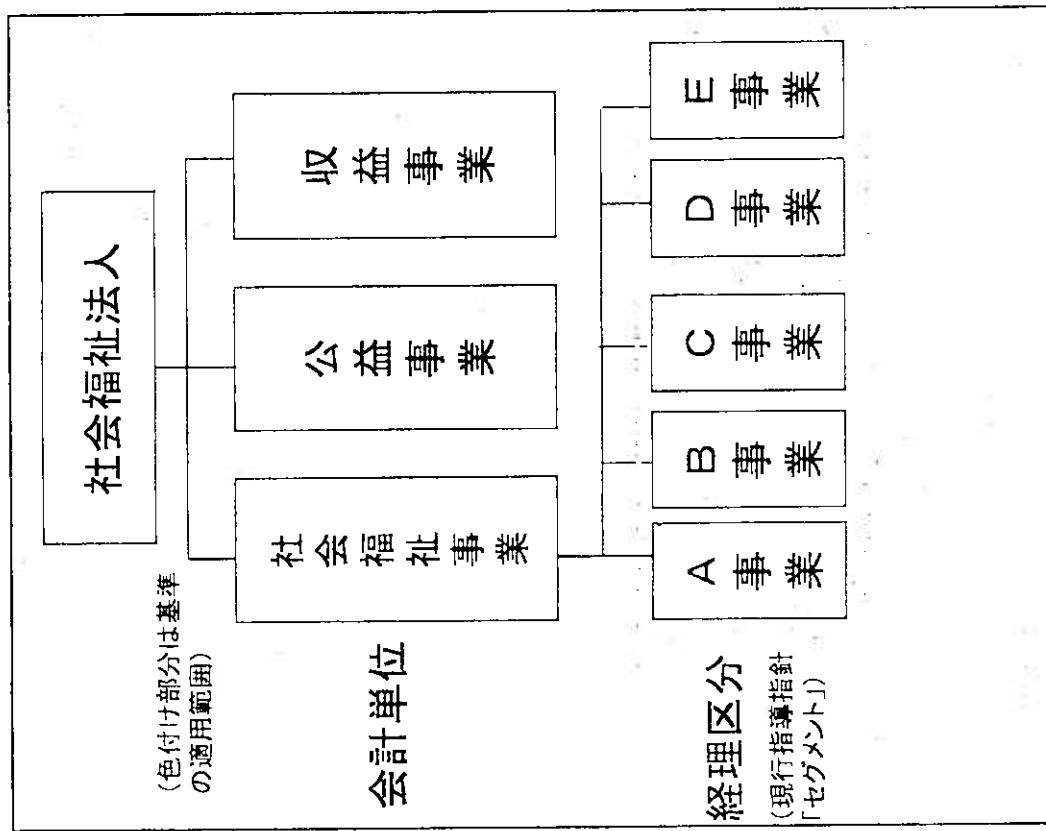
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支内訳表、拠点区分事業活動内訳表については、
その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを作成

(注1)拠点区分事業活動内訳表は経常増減差額までの表示で可。

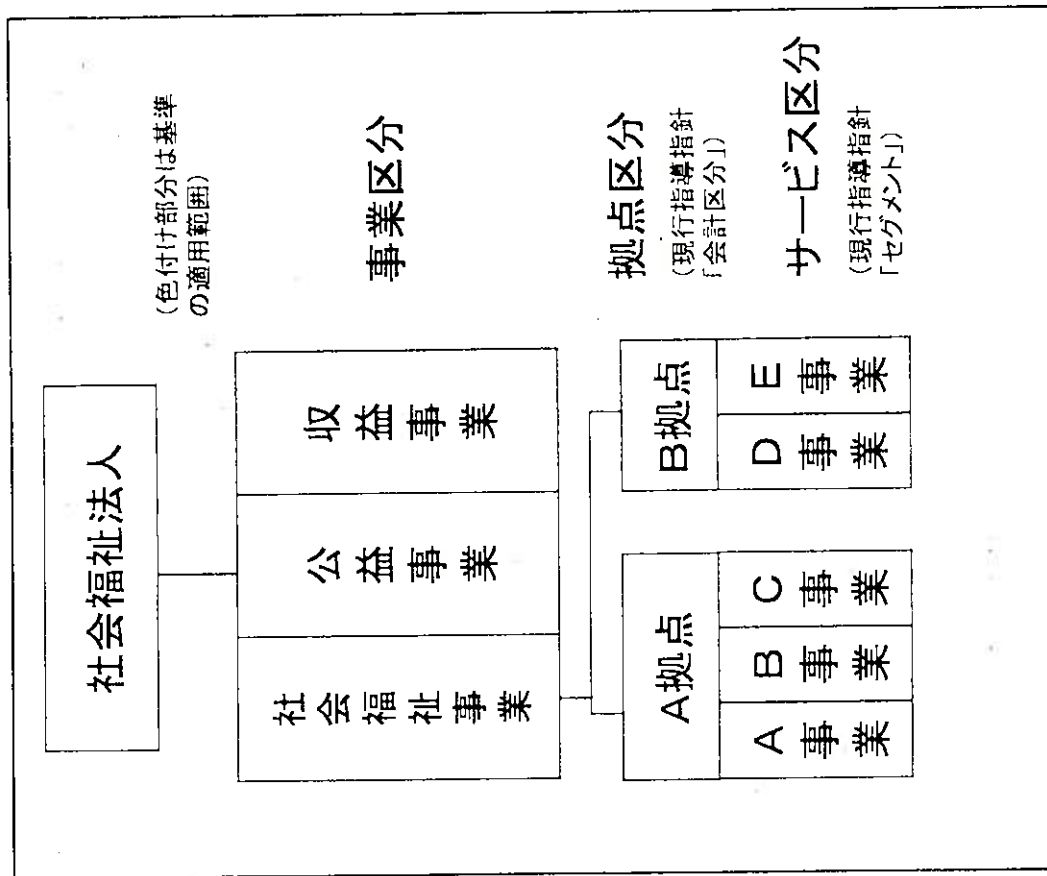
(注2)例えば、上記の例では拠点区分事業活動内訳表のみを作成(保育所、措置施設は拠点区分資金
収支内訳表のみを作成)。

（「区分方法の変更」イメージ）

◆ 現行基準



◆ 新基準(素案)



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
集計 事業区分別 (法人全体の会計を 事業別に区分表示)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去 を行う
集計 拠点区分別 (事業区分の会計を 拠点別に区分表示)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去 を行う
集計 拠点区分別 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目 は記載不 要	
サービス区分別 (拠点区分の会計を サービス別に区分表 示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3で はサービス区 分間の内部取 引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
→ 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
→ 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
→ ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
→ 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
→ 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
→ 会計処理方法を明確化。

3. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 大規模法人については、移行期限を新基準施行後2年(平成24年度予算から)とする。(原則的な移行期限)
- ・ 小規模法人については、移行期限を3年(平成25年度予算から)とする。



<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 大規模な法人が先行的に移行することで、小規模な法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した大規模な法人の実務者が実例を講義・周知することにより、小規模法人への過度な負担が軽減され、より円滑な移行が期待できる。

附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準（一部のみ）

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表等

◆ 新基準

- (1) 全事業に係る附属明細書
- 基本財産およびその他の固定資産の明細書
 - 引当金明細書
 - 拠点区分資金収支内訳表
 - 拠点区分事業活動内訳表
 - 借入金明細書
 - 受取寄附金明細書
 - 受取補助金明細書
 - 事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
 - 基本金明細書
 - 国庫補助金等特別積立金明細書
 - 積立金・積立預金明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
- 就労支援事業製造原価明細書
 - 販売費及び一般管理費明細書

財務諸表注記の充実

- 現行の会計基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、9項目を追加し、16項目に拡充。
 また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
 (下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ① 重要な会計方針
- ② 重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③ 基本財産の増減内容及び金額
- ④ 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤ 担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥ 重要な後発事象の内容及び影響額
- ⑦ その他必要な事項

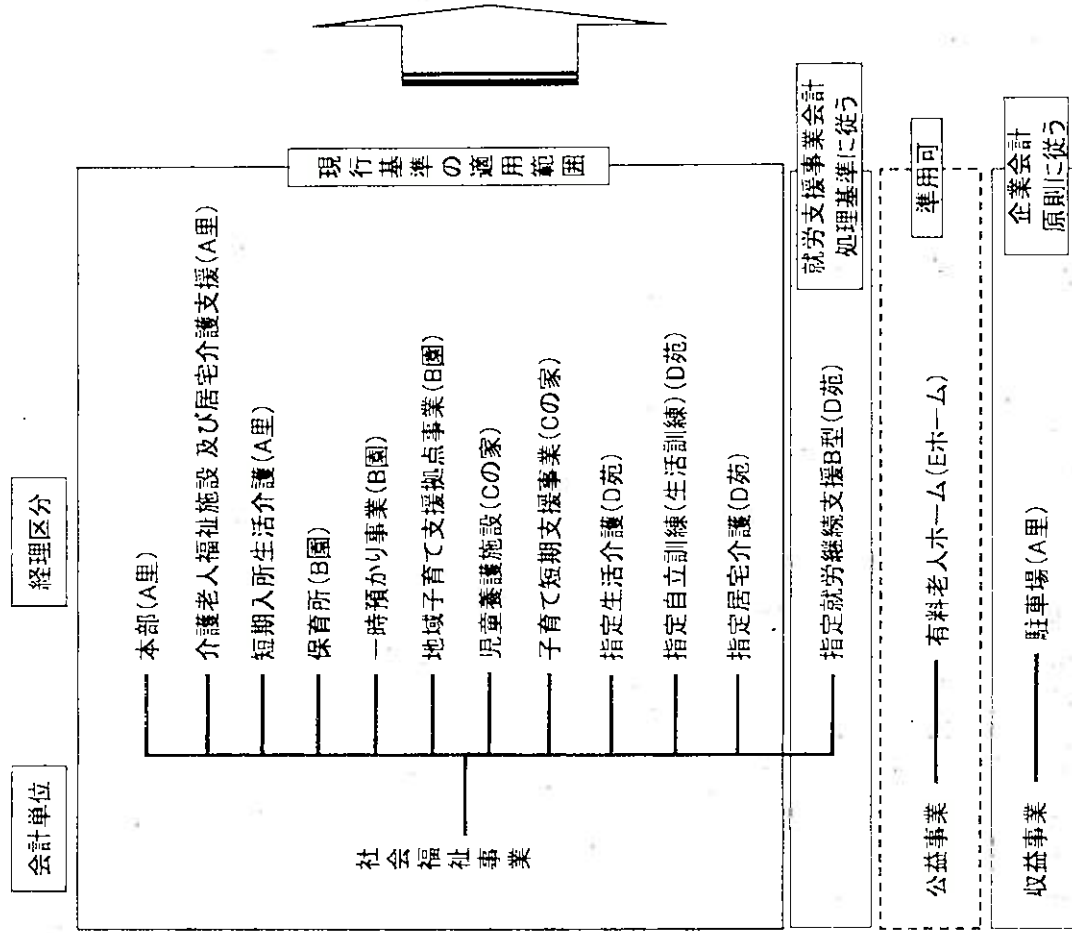


◆ 新基準(素案)で新たに加えた注記事項

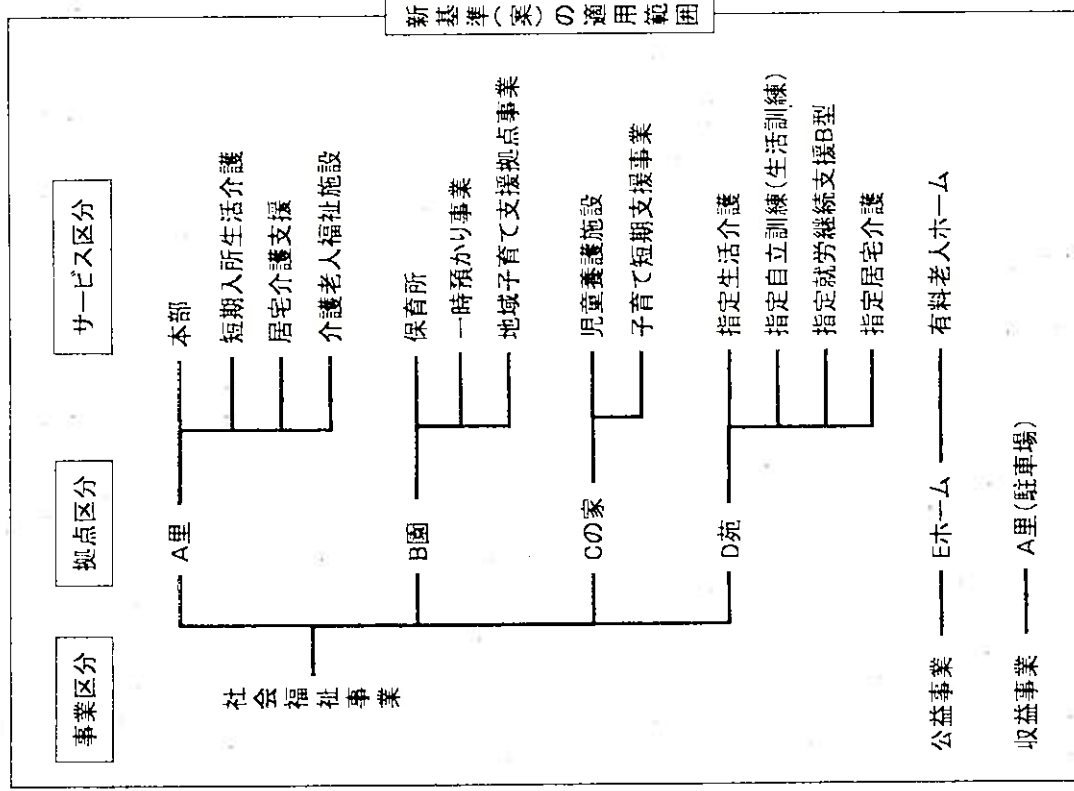
- ☆ ① 継続事業の前提に関する注記
- ② 法人で採用する退職給付制度
- ③ 拠点区分・サービス区分の設定方法等
- ④ 減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤ 徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ☆ ⑥ 保証債務等の偶発債務
- ⑦ 満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ⑧ 国庫補助金等の内訳、増減額、残高等
- ☆ ⑨ 関連当事者との取引内容

参考3-① 「区分方法の変更」の事例による説明①

現行基準



新基準 (素案)



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

拠点	各拠点で運営している事業
A里	<p>介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。</p> <p>また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。</p> <p>さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。</p>
B園	<p>「保育所」。「一時預かり事業」及び「地域子育て支援拠点事業」も実施。</p>
Cの家	<p>「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。</p>
D苑	<p>「障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練（生活訓練）」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。</p> <p>また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。</p>
Eホーム	<p>「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。</p>

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行の会計基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 施設・設備整備費の国庫補助金等については、一旦国庫補助金等特別積立金に積立て補助対象資産の償却期間にわたって取崩すことにより、損益の平準化を図るものとする。

(注) 現行の会計基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するもの。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他引当金

◆ 新基準(素案)

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-1-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

- 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)にならび、たとえば以下の会計手法を導入する。
- (ア)1年基準(ワン・year・ルール)
→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準
- (イ)金融商品の時価会計
→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法
- (ウ)リース会計
→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法
- (エ)退職給付会計
→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法
- (オ)減損会計
→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法
- (カ)税効果会計
→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、退職共済預け金と同額を退職給付引当金に計上する処理方法に統一する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

- ①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。
- ②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。
- ③採用している退職手当制度
従来、注記なし。

- ①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。
- ②都道府県等の実施する制度
掛金額を退職共済預け金として資産計上し、同額を退職給付引当金に計上する(処理方法を統一)。
- ③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

◆ 新基準(素案)

参考4—⑤ 共同募金配分金の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注)共同募金配分金等については、現行会計基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 現行指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：寄附金として処理
- ②特別配分金：明記なし
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

◆ 新基準(素案)

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ②特別配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

(1) 移行期間終了をもって廃止の方向

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉施設を営営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 4 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 5 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 6 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 7 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者に適用されるものとして存続する方向

- 8 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 9 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 10 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 11 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 12 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)